

文京区議会関係例規集

目 次

1 議会運営	5
文京区議会定例会の回数に関する条例	7
文京区議会定例会の期月に関する件	7
文京区議会会議規則	8
文京区議会通年議会実施要綱	30
文京区議会傍聴規則	32
文京区議会手話通訳及び要約筆記実施要綱	34
文京区議会委員会条例	35
文京区議会委員会傍聴規程	41
文京区議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程	43
文京区議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程	47
文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は 処分に関する条例	49
文京区財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例	50
審理、喚問、聴問等に出頭した者及び公聴会に参加した者の 費用弁償に関する条例	53
和解及び損害賠償額の決定に関する区長の専決処分の 指定について	55
議会の議決を得た契約の変更に関する区長の専決処分の 指定について	55
文京区議会全員協議会運営内規	56
文京区議会意見交換会運営内規	57
文京区議会議員研修会運営内規	58
「議会広報」に関する内規	59
「ぶんきょう区議会だより」編集要領	60
「区議会日程ポスター」編集要領	62
意見書及び決議に関する内規	63
2 区議会議員及び区議会各会派	65
文京区議会議員定数条例	67
文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	68
文京区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例	73
文京区特別職報酬等審議会条例	75
文京区議会政務活動費の交付に関する条例	77

文京区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則	86
文京区議会議員証及び議員記章に関する規程	95
議員記章着用に関する特例について	99
文京区議会議長交際費の支出基準	100
副議長の議長と共に出席する会合の会費について	103
文京区議会地震等災害対策本部設置要綱	104
文京区議会議員防災服等貸与規程	114
全国市議会議長会特別表彰者の取扱いについて	115
3 区議会事務局	117
文京区議会事務局条例	119
文京区議会事務局処務規程	120
文京区議会事務局事案決定基準	123
文京区議会個人情報の保護に関する条例	124
文京区議会事務局課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程	186
文京区議会公印規程	187
文京区議会図書室管理規程	190
文京区議会図書室図書廃棄基準	192
文京区議会会議室等使用要綱	194
議会特別応接室の使用に関する基準	196
文京区議会インターネット使用基準	197
文京区議会ホームページ運営基準	198
4 その他	201
東京都文京区議会委員会条例及び東京都文京区議会事務局条例の 題名等を統一する条例	203
文京区議会議員待遇者規程	204
文京区議会議員待遇者会規約	205
文京区自治権拡充協議会会則	208
文京区自治権拡充協議会の休止について	210

凡	例
参照条文の引用は、次の例による。	
憲	憲法
国	国会法
公選法	公職選挙法
公選令	公職選挙法施行令
請	請願法
法	地方自治法
地公法	地方公務員法
会規	文京区議会会議規則
条例	文京区議会委員会条例

1 議 会 運 営

文京区議会定例会の回数に関する条例

(昭和三十一年九月一日 条例第十三号)
改正 平成十四年十二月六日 条例第三十八号
改正 平成二十六年三月二十日 条例第八号

文京区議会（以下「議会」という。）の定例会の回数は、年一回とする。ただし、議会の解散に伴う一般選挙が行われた場合における当該年の定例会の回数は、当該一般選挙が行われた回数（当該一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から起算して三十日を経過する日が五月に属するときを除く。）に一を加えた回数とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成二十六年三月二十日 条例第八号）

この条例は、平成二十六年五月一日から施行する。

文京区議会定例会の期月に関する件

(昭和三十八年一月十日 告示第一号)
改正 平成八年三月十九日 告示第百三十八号
改正 平成十五年三月六日 告示第百五十七号
改正 平成二十六年四月七日 告示第十二号

- 1 文京区議会（以下「議会」という。）の定例会は、毎年五月にこれを招集する。ただし、議会の解散に伴う一般選挙が行われた場合は、当該一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から三十日以内に定例会を招集する。
- 2 前項ただし書の場合において、当該議員の任期が始まる日から起算して三十日を経過する日が五月に属するときは、同月に定例会を招集する。

付 則（平成二十六年四月七日 告示第十二号）

この告示は、平成二十六年五月一日から施行する。

文京区議会会議規則

(昭和三十一年十一月二十六日 議決)

改正 平成十九年三月一日 議会規則第一号
改正 平成二十年六月二十五日 議会規則第一号
改正 平成二十年九月八日 議会規則第二号
改正 平成二十三年三月十五日 議会規則第一号
改正 平成二十四年十二月七日 議会規則第一号
改正 平成二十六年三月二十日 議会規則第一号
改正 平成二十七年六月三十日 議会規則第一号
改正 令和三年三月二十六日 議会規則第一号
改正 令和六年五月十三日 議会規則第一号

目 次

- 第一章 総則（第一条～第十一条）
- 第二章 議案の提出及び動議（第十二条～第十六条）
- 第三章 議事日程（第十七条～第二十条）
- 第四章 選挙（第二十一条～第二十九条）
- 第五章 議事（第三十条～第四十一条）
- 第六章 発言（第四十二条～第五十七条）
- 第七章 委員会（第五十八条～第七十条）
- 第八章 表決（第七十一条～第八十一条）
- 第九章 請願（第八十二条～第八十八条）
- 第十章 秘密会（第八十九条・第九十条）
- 第十一章 辞職及び資格の決定（第九十一条～第九十五条）
- 第十二章 規律（第九十六条～第百三条）
- 第十三章 懲罰（第百四条～第百十一条）
- 第十四章 会議録（第百十二条～第百十五条）
- 第十五章 議員の派遣（第百十六条）
- 第十六章 補則（第百十六条の二～第百十七条）

付 則

第一章 総 則

（参集）

第一条 議員は、招集日の開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

法百一1、会規八、国五

（欠席の届出）

第二条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、災害その他のやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

- 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

法百三十七、国百二十四

（議席）

第三条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

- 2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。
3 議長は、必要があると認めるときは、会議に諮つて議席を変更することができる。
4 議席には、番号及び議員の氏名を付ける。

法九十一、公選法三十三

（会期）

第四条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

- 2 会期は、招集日から起算する。

法百二七、百十九、会規五、六、国十、十一、十三、十四、六十八

（会期の延長）

第五条 会期は、議会の議決で延長することができる。

法百二七、国十二、十三、会規四

（会期中の閉会）

第六条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

法百二七、会規四、五、七

（議会の開閉）

第七条 議会の開会及び閉会は、議長が宣告する。

法百二七、百十三、百十四2、会規六

（会議時間）

第八条 会議時間は、午後二時から午後六時までとする。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、異議があるときは、討論を用いずに会議に諮つて決める。
3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。
4 会議の開始は、号鈴で報ずる。

会規一

（休会）

第九条 次に掲げる日は、休会とする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

- 2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。
- 3 議長が特に必要があると認めるときは、休会中でも会議を開くことができる。
- 4 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第百十四条第一項の規定による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は、休会中でも会議を開かなければならない。

（議員の請求による開議）

法 第百十四条 普通地方公共団体の議会の議員の定数の半数以上の者から請求があるときは、議長は、その日の会議を開かなければならない。この場合において議長がなお会議を開かないときは、第百六条第一項又は第二項の例による。

2は略

（会議の開閉）

第十条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

- 2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

法百十四、会規八、十一3、十七、二十

（定足数に関する措置）

第十一条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

- 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。
- 3 会議中、定足数を欠くに至つたときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

法八十七1、百十三、百三十五3、百七十八3

第二章 議案の提出及び動議

（議案の提出）

第十二条 議員が、議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第百十二条第二項の規定によるものについては所定の賛成者と共に連署して、議長に提出しなければならない。

- 2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

法九十九、国五十六

（議員の議案提出権）

法 第百十二条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

- 2 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。

3 第一項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

(一事不再議)

第十三条 議会で議決された事件は、同一会期中は、再び提出することができない。ただし、事情の変更があつたときは、この限りでない。

法百七十六1・4、百七十七1、憲五十九

(修正の動議)

第十四条 修正の動議は、その案を備え、あらかじめ議長に提出しなければならない。ただし、法第一百五條の三の規定による修正の動議には、発議者が連署しなければならない。

国五十七、会規十二、三十五

(修正の動議)

法 第一百五條の三 普通地方公共団体の議会在議案に対する修正の動議を議題とするに当たっては、議員の定数の十二分の一以上の者の発議によらなければならない。

(先決動議の措置)

第十五条 他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長がその表決の順序を決める。ただし、異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決めなければならない。

法百十五、百十五の三、百三十五2、会規十四、十六、十九、三十一、三十二、五十二、百四

(事件及び動議の撤回等)

第十六条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

- 2 議員が提出した事件及び動議で前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。
- 3 委員会が提出した議案につき第一項の許可を求めようとするときは、その委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

国五十九

第三章 議事日程

(日程の作成及び配布)

第十七条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

- 2 議事日程に定めた日に、その記載事件の議事を開くことができなかつたとき又はその議事が終わらなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

会規十八、十九、国五十五

(議事日程のない会議の通知)

第十八条 議長は、必要があると認めるときは、会議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合において、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

会規十七、国五十五

(日程の順序変更及び追加)

第十九条 議長は、必要があると認めるときは、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を議事日程に追加することができる。

2 議員から議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加する動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

会規十七

(日程の終了及び延会)

第二十条 議事日程に記載した事件の議事を終わつたときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。

会規八、十、十一、十九、四十一

第四章 選 挙

(選挙の宣告)

第二十一条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を会議に宣告する。

法九十七、百十八、公選法四十六、四十八、六十八、九十五

(不在議員)

第二十二条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

会規二十三、七十二

(議場の閉鎖)

第二十三条 投票による選挙を行うときは、議長は、第二十一条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖しなければならない。

会規十一、二十一、二十二、七十八

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第二十四条 投票を行うときは、議長は、議員に所定の投票用紙を配布した後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、投票箱を改めさせなければならない。

公選法四十五、四十六、六十八、公選令三十三、三十四

(投票)

第二十五条 議員は、議長の指示に従つて、順次、投票する。

会規七十六、七十七、公選法四十六、四十八

(投票の終了)

第二十六条 議長は、投票が終わつたと認めるときは、投票漏れの有無を確かめた後、投票の終了を宣告する。その宣告後は、投票することができない。

公選法五十三

(開票及び投票の効力)

第二十七条 議長は、開票を宣告した後、二人以上の立会人の立会いを求めて投票を点検し、計算する。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から会議に諮つて指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

4 投票の効力に係る法第百十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

法百十八、公選法六十二、六十五、六十八、九十五

(選挙結果の報告及び告知)

第二十八条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

公選法九十五、九十七、百一の三、百二、百九、百十二

(選挙に関する疑義)

第二十九条 選挙に関する疑義は、議長が会議に諮つて決める。

会規二十七、百十七

第五章 議 事

(議題の宣告)

第三十条 議長は、会議事件を議題とするときは、その旨を宣告する。

会規三十一

(一括議題)

第三十一条 議長は、必要があると認めるときは、二件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、異議があるときは、討論を用いず、会議に諮つて決める。

会規三十

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第三十二条 会議事件は、次項本文及び第八十四条に規定する場合を除き、会議においてまず提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議会の議決で委員会に付託する。

2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めたときは、この限りでない。

3 第一項の提出者の説明及び同項の規定による委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

法百九、会規三十七、四十五、四十八、八十四、九十四、百五

(付託事件を議題とする時期)

第三十三条 委員会に付託した事件は、その報告を待つて議題とする。

2 分割して付託した事件は、一括して議題とする。

会規三十二、三十七、三十八、七十

(委員長及び少数意見者の報告)

第三十四条 委員会が審査し、又は調査した事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで第六十九条第二項の規定による少数意見者が少数意見の報告をする。

2 少数意見が二個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。

3 第一項の報告は、議会の議決により、又は議長において委員会の報告書若しくは少数意見報告書を配布し、若しくは朗読したときは、省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見の報告には、自己の意見を加えてはならない。

会規六十九2

(修正案の説明)

第三十五条 委員長の報告及び少数意見の報告が終わつた後又は委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案の説明を行わせる。

法九十七2、百十五の三、会規十四

(討論及び表決)

第三十六条 議員の質疑が終わつたときは、討論に付し、その終結の後、議長は、事件を表決に付する。

会規四十五、四十六、七十一

(委員会の審査又は調査期限)

第三十七条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。

2 前項の期限内に審査又は調査を終わることができないときは、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

会規三十二、国五十六の三2

(委員会の中間報告)

第三十八条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。

会規三十七、七十、国五十六の三1

(字句及び数字等の整理)

第三十九条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の事項の整理を議長に委任することができる。

(再付託)

第四十条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

会規三十二

(議事の継続)

第四十一条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

会規十、二十、五十一

第六章 発 言

(発言の許可等)

第四十二条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

会規百二

(発言の通告等)

第四十三条 会議において発言しようとする者は、開議前にあらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、やむを得ないときは、この限りでない。

2 前項の発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が定める。

4 発言の通告をした者が欠席し、又は発言の順位に当たつても発言しない、若しくは議場に現在しないときは、当該通告はその効力を失う。

会規四十二、四十五、四十六、五十、五十四

(通告しない者の発言)

第四十四条 発言の通告をしない者は、通告をした者が全て発言を終わつた後でなければ、発言を求めることができない。

2 通告しない者が発言しようとするときは、起立して「議長」と呼び、議席番号又は自己の氏名を告げて、議長の許可を得なければならない。

3 二人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先に起立したと認める者を指名して発言させる。

会規四十二、四十五、四十六、五十、五十四

(討論の方法)

第四十五条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者を、なるべく交互に指名して発言させなければならない。

会規三十六、四十三、五十五

(議長の発言及び討論)

第四十六条 議長が議員として発言しようとするときは、議席について発言し、発言を終わつた後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは議長席に復することができない。

法百六、会規四十三

(発言内容の制限)

第四十七条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

- 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意を促し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。
- 3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

会規五十七、百十四

(質疑の回数)

第四十八条 質疑は、同一議員につき、同一議題について二回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

会規六十

(発言時間の制限)

第四十九条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

- 2 前項の規定による発言時間の制限に対する異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

会規六十一

(議事進行に関する発言)

第五十条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

- 2 議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちにこれを制止しなければならない。

会規四十三、四十七

(発言の継続)

第五十一条 延会、中止又は休憩等のため、発言が終わらなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

会規四十一

(質疑又は討論の終結)

第五十二条 質疑又は討論が終わつたときは、議長は、その終結を宣告する。

- 2 質疑が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑終結の動議を提出することができる。
- 3 賛否各々二人以上の発言があつた後又は甲方が二人以上発言して乙方に発言の要求者がいないときは、議員は、討論終結の動議を提出することができる。
- 4 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

会規十五、五十六

(選挙及び表決時の発言の制限)

第五十三条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。

い。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。
会規五十、七十五

(一般質問)

第五十四条 議員は、区の一般事務につき、議長の許可を得て、質問することができる。

2 質問しようとする者は、会議の前日までに、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

会規四十三、五十五、五十六、国七十四

(緊急質問等)

第五十五条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 前項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

会規五十四、国七十六

(準用規定)

第五十六条 質問については、第四十八条及び第五十二条の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第五十七条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

会規百十四

第七章 委 員 会

(議長への通知)

第五十八条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

条例八、十二

(会議中の委員会の禁止)

第五十九条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

会規八

(委員の発言)

第六十条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

会規四十三、四十七～四十九

(委員外議員の発言)

第六十一条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。委員でない議員から発言の申出があつたときも、また同様とする。

法百五、会規八十五

(委員の議案修正)

第六十二条 委員は、付託された事件に対し修正を加え、又は付帯決議若しくは希望を付けようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

法百十五の三、会規十四、三十五

(分科会又は小委員会)

第六十三条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

2 分科会及び小委員会に関する事項は、委員会が決める。

(連合審査会)

第六十四条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

国四十四

(証人出頭又は記録提出の要求)

第六十五条 委員会は、法第百条の規定による調査を付託された場合において、調査のため証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(調査権・刊行物の送付・図書室の設置等)

法 第百条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

2 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の規定があるものを除くほか、前項後段の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

3 第一項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

4 議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を疏明しなければならない。

5 議会が前項の規定による疏明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。

6 当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から二十日以内に声明をしない

- ときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければならない。
- 7 第二項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の禁錮に処する。
- 8 前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。
- 9 議会は、選挙人その他の関係人が、第三項又は第七項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。
- 10 議会が第一項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。
- 11 議会は、第一項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。

12～20 は略

(所管事務の調査)

第六十六条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

- 2 議会運営委員会が法第九十九条第三項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

法百九 2～8

(委員の派遣)

第六十七条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(閉会中の継続審査)

第六十八条 委員会が閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

法百九 8、百十九

(少数意見の留保)

第六十九条 委員は、委員会において少数で否決された意見で、他に出席委員一人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

- 2 前項の規定により少数意見を留保した者が、その意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。

会規三十四、国五十四

(委員会報告書)

第七十条 委員会が事件の審査又は調査を終わつたときは、その結果を付した報告書を委員長から議長に提出しなければならない。

第八章 表 決

（表決議題の宣告）

第七十一条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する議題を会議に宣告する。

（不在議員）

第七十二条 表決宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

会規二十二

（条件の禁止）

第七十三条 表決には、条件を付することができない。

法百六三

（起立による表決）

第七十四条 議長が表決を採ろうとするときは、議題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

（投票による表決）

第七十五条 議長が必要と認めたとき若しくは出席議員五人以上から要求があるとき又は前条の規定による表決の際起立者の多少を認定し難いとき若しくは議長の宣告に対し、出席議員五人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名投票で表決を採らなければならない。

2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

会規七十四、七十六、七十七

（記名投票）

第七十六条 記名投票を行う場合には、議題を可とする者は所定の白票を、議題を否とする者は所定の青票を投票しなければならない。

会規七十四、七十五、百十二

（無記名投票）

第七十七条 無記名投票を行う場合には、議題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票しなければならない。

会規七十四、七十五

（選挙規定の準用）

第七十八条 記名投票又は無記名投票を行う場合については、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条第一項から第三項まで、第二十八条第一項及び第二十九条の規定を準用する。

（表決の訂正）

第七十九条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

会規七十二、七十三

(簡易表決)

第八十条 議長は、議題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めたときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席議員五人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

会規七十四

(表決の順序)

第八十一条 表決の順序は、まず議員から提出された修正案、次に委員会の修正案とし、原案を後とする。

- 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、原案に対してその趣旨の最も遠いものから順次表決に付する。その区別が判然としない場合は、議長が決める。ただし、異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。
- 3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第九章 請 願

(請願書の記載事項)

第八十二条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人にあつては、その名称及び所在地）を記載し、請願者（法人にあつては、その代表者）が署名し、又は記名押印しなければならない。

- 2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名し、又は記名押印をしなければならない。

憲十六、法百二十四、請二、三、国七十九

(請願文書表の作成及び配布)

第八十三条 議長は、請願書に基づき請願文書表を作成し、議員に配布する。

- 2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。
- 3 請願者数人連署のものは請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。

(請願の委員会付託)

第八十四条 議長は、請願文書表の配布と共に、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認める請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。
- 3 請願の内容が二以上の委員会の所管に属する場合は、二以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

法百九2・3、会規三十二、請五、国八十一

(紹介議員の委員会出席)

第八十五条 請願の紹介議員は、委員会から要求があつたとき又は紹介議員の申出を委員会が承認したときは、委員会に出席して説明を行う。

会規六十一

(請願の審査報告)

第八十六条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

- 一 採択すべきもの
- 二 不採択とすべきもの

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 採択すべきものと決定した請願であつて、区長その他の関係執行機関に送付することが適当であると認めるものは、その旨を付記することを要する。

法百二十五、国八十一

(請願の送付並びに処理の経過及び結果の要求等)

第八十七条 議長は、議会で採択を決定した請願で、執行機関に送付しなければならないものは、速やかに送付し、かつ、その処理の経過及び結果の報告を要求しなければならない。

2 採択及び不採択の結果は、請願者に通知する。

法百二十五、国八十一

(請願の撤回及び紹介の取消し)

第八十七条の二 請願者は、請願(会議の議題となつたものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

(陳情書の処理)

第八十八条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理する。

法百九2・3、会規八十三～八十六

第十章 秘 密 会

(指定者以外の退場)

第八十九条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長
の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

2 委員会において、秘密会を開くときは、前項の例による。

法百十五、条例十六、会規九十、百十二、百十四、憲五十七1、国五十二、

六十二

(秘密の保持)

第九十条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

法百二十三1、会規八十九、百四2、百十二2、百十四、憲五十七2・3、
国六十三

第十一章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第九十一条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いなくて会議に諮つてその許否を決めなければならない。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

法百八、百二十六、会規九十二、国三十

(議員の辞職)

第九十二条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、議員の辞職について準用する。

法百二十六、会規九十一、公選法九十、百十一1、国百七

(資格決定の要求)

第九十三条 法第二百二十七条第一項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第九十二条の二の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類と共に議長に提出しなければならない。

法九十二の二、会規九十四、九十五、公選法九2、十、十一、八十八、八十九、九十一、二百五十二、国百九、百十一

(失職及び資格決定)

法 第二百二十七条 普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるとき又は第九十二条の二の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は同条の規定に該当するかどうかは、議員が公職選挙法第十一条、第十一条の二若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十八条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、議会がこれを決定する。この場合においては、出席議員の三分の二以上の多数によりこれを決定しなければならない。

2～4は略

(資格決定の審査)

第九十四条 前条の要求については、議会は、第三十二条第三項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

法百二十七、会規百五、条例四

(決定の通知)

第九十五条 議会が第九十三条に規定する決定をしたときは、議長は、その決定を求めた議員及びその決定を求められた議員に通知しなければならない。

法百十八6、百二十七1・4、公選法百十一1

第十二章 規 律

(秩序及び品位の尊重)

第九十六条 議員は、議会の秩序及び品位を重んじなければならない。

法百二十九、百三十二、憲五十八2、国百十六

(携帯品)

第九十七条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他やむを得ない理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第九十八条 何人も会議中は、みだりに発言し、騒ぎその他議事の妨害となる言動をしてはならない。

法百三十一、条例十九1

(離席)

第九十九条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

会規三、条例十九2

(禁煙)

第一百条 何人も議場において喫煙してはならない。

(新聞等の閲読禁止)

第一百一条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほかは、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(許可のない登壇の禁止)

第一百二条 何人も、議長の許可がなければ、演壇に登つてはならない。

会規四十二

(議長の秩序保持権)

第一百三条 全て規律に関する問題は、議長が決める。ただし、議長が必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。

法百四、国十九、百十四～百十六

第十三章 懲 罰

(懲罰動議の提出)

第百四条 懲罰の動議は、文書をもつて所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して三日以内に提出しなければならない。ただし、第九十条第二項の違反に係るものについては、この限りでない。

法百三十四～百三十五、国百二十一～百二十一の三、会規九十2

(懲罰動議の審査)

第百五条 懲罰については、議会は、第三十二条第三項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

会規九十四、国百二十一

(一身上の弁明)

第百六条 議員は、自己の懲罰事犯の会議及び委員会において議会又は委員会の同意を得て、自ら弁明し、又は他の議員をして代わつて弁明させることができる。

法百十七

(戒告又は陳謝の方法)

第百七条 戒告又は陳謝は、議会の定める戒告文又は陳謝文によつて公開の議場で行わなければならない。

法百三十五、国百二十二

(出席停止の期間)

第百八条 出席停止は、五日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

法百三十五、国百二十二

(出席停止期間中出席したときの措置)

第百九条 出席を停止された者が、その期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

法百三十五、会規百八、国百二十二

(除名が成立しないときの措置)

第百十条 除名について法百三十五条第三項の規定による同意が得られなかつた場合は、議会は、他の懲罰を科することができる。

(懲罰の種類及び除名の手続)

法 第百三十五条 懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開の議場における戒告
- 二 公開の議場における陳謝
- 三 一定期間の出席停止
- 四 除名

2 懲罰の動議を議題とするに当っては、議員の定数の八分の一以上の者の発議によらなければならない。

3 第一項第四号の除名については、当該普通地方公共団体の議会の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意がなければならない。

(懲罰の宣告)

第百十一条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開議場において宣告する。

法百十五

第十四章 会 議 録

(会議録の記載事項)

第百十二条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- 二 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- 三 出席及び欠席議員の議席番号及び氏名
- 四 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- 五 説明のため出席した者の職氏名
- 六 議事日程
- 七 議長の諸報告
- 八 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- 九 委員会報告書及び少数意見報告書
- 十 会議に付した事件
- 十一 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- 十二 選挙の経過
- 十三 議事の経過
- 十四 記名投票における賛否の氏名
- 十五 その他議長又は議会において必要と認めた事項

2 議事は、録音機による録音に基づき記録する。

法百二十三、会規七十六、憲五十七2

(会議録の配布)

第百十三条 会議録は、議員及び関係者に配布する。

法百二十三、憲五十七2

(会議録に掲載しない事項)

第百十四条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第五十七条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

法百十五、百二十九、会規五十七、九十、百十三、憲五十七2、国六十三、百十六

(会議録署名者)

第百十五条 会議録に署名する議員は、二人とし、議長が会議において指名する。

法百二十三2

第十五章 議員の派遣

(議員の派遣)

第百六条 法第百条第十三項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合又は閉会中においては、議長において議員の派遣を決定することができる。

- 2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第十六章 補 則

(電子情報処理組織による通知等)

第百六条の二 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第一項又は第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時（第十七条、第八十三条第一項、第八十四条第一項及び第百十三条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当

該事項について当該者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録をすることができる措置を採るとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置が採られた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下「署名等」という。）が規定されているものを第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第百十六条の三 この規則の規定（第二十四条第一項（第七十八条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（以下「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の規定により電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

（会議規則の疑義に対する措置）

第百十七条 この規則の疑義は、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議に諮つて決める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 東京都文京区議会会議規則（昭和二十二年七月二十七日議決）は、廃止する。

付 則（令和三年三月二十六日 議会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和六年五月十三日 議会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

文京区議会通年議会実施要綱

(平成二十六年三月二十日 二五文議第一〇三五一号)

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第1項に規定する定例会（以下「定例会」という。）の回数を年1回とし、その会期を通年として実施することに関し必要な事項を定めることにより、議会が主導的かつ機能的に活動し、突発的な事態にも迅速かつ適切に対応できるようにするとともに、議会活性化の動きを更に進め、もって議会の政策立案機能を強化し、区民と共に政策提言ができる環境を整備することを目的とする。

(会期)

第2条 定例会の会期（以下「会期」という。）は、毎年5月から翌年4月までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、議会が解散された場合は、その解散の日をもって、会期を終了するものとする。この場合において、当該解散に伴う一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から30日以内に定例会を招集したときの会期は、当該招集の日から翌年4月までとする。

(定例会における会議)

第3条 定例会の会期中は、次の各号に掲げる会議を開く。

- (1) 招集議会（5月及び前条第2項後段の規定により定例会を招集した場合における当該招集の日の属する月に区長の招集により定例会を開会するために開く会議をいう。）
 - (2) 定例議会（6月、9月、11月及び2月に定例的に開く会議をいう。）
- 2 前項各号のほか、緊急に必要な場合に臨時議会を開くことができる。
 - 3 前2項の会議において、会議を開く期間を議会期間という。
 - 4 議長は、区長又は議員から臨時議会を開くことを要請されたときは、当該要請のあった日から原則として7日以内に開くものとする。

(定例会及び会議の呼称)

第4条 定例会は、5月に開く招集議会により開会する年を冠して呼称する。ただし、議会の解散に伴う一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から30日以内に定例会を招集する場合における当該定例会は、議会の解散に伴う一般選挙が行われた回数に一を加えた回数を付して呼称する。

- 2 定例会において開く会議は、次のとおり呼称する。

- (1) 招集議会は、当該招集議会を開く年月を付して呼称する。

- (2) 定例議会は、当該定例議会を開く年月を付して呼称する。
- (3) 臨時議会は、当該臨時議会を開く年月を付して呼称する。ただし、同一の月内に期間の異なる臨時議会を2回以上開くときは、2回目以降の臨時議会について、年月及び臨時議会の回数を付して呼称する。

(議案等の番号)

第5条 議員及び委員会から提出される議案、意見書案、決議案等は、年ごとに、その種別により一連の番号を付けるものとする。

- 2 区長から提出される議案等は、年ごとに、その種別により一連の番号を付けるものとする。

(議事日程)

第6条 議事日程は、招集議会、定例議会及び臨時議会ごとに一連の番号を付けるものとする。

(一般質問)

第7条 一般質問は、定例議会ごとに行うものとする。

(一事不再議の例外)

第8条 文京区議会会議規則(昭和31年11月文京区議会議決)第13条ただし書に規定する事情の変更(以下「事情の変更」という。)があったときは、良識ある判断に基づき、当該議決事件を再び提出することができる。

- 2 同一会期のうち議会期間が異なるときは、事情の変更があったものとみなす。

(常任委員会)

第9条 常任委員会は、定例会における議会期間にあっては議案、請願等の審査及び所管事務の調査を行い、当該議会期間以外にあっては所管事務の調査を行うことができる。

- 2 定例会における議会期間以外の常任委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(会議録)

第10条 会議録は、招集議会、定例議会及び臨時議会ごとに調製するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めのないとき及びこの要綱を改正するときは、事前に区長と議会が協議を行うものとする。

付 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

文京区議会傍聴規則

(昭和四十九年四月一日 議会規則第一号)
改正 平成十五年三月三十一日 議会規則第一号
改正 平成十七年三月八日 議会規則第一号

(目的)

第一条 この規則は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百十條第三項の規定に基づき、文京区議会の議事の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第二条 傍聴席は、一般席及び報道等関係者席とする。

(定員)

第三条 一般席の定員は、六十三人とする。

(傍聴の手續等)

第四条 会議の傍聴の受付は、会議が開かれる日の午前八時三十分から、文京区議会事務局（以下「事務局」という。）受付で行う。

- 2 会議の議事を傍聴しようとする者は、傍聴受付票に氏名及び住所を記入し、傍聴章の交付を受けなければならない。
- 3 前項の傍聴章は、受付の先着順により交付する。ただし、会議の議事を傍聴しようとする者が受付開始時に定員を超えたときは、抽選により交付する。
- 4 傍聴章の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、入場するときは、傍聴章を事務局の係員（以下「係員」という。）に明示できる所に着用し、係員の指示する傍聴席に着かなければならない。
- 5 傍聴人は、傍聴を終え退場するとき又は傍聴をしないときは、傍聴章を事務局受付に返還しなければならない。

(議場への入場禁止)

第五条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴の禁止)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- 二 酒気を帯びている者
- 三 その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(傍聴人の守るべき事項)

第七条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- 一 飲食又は喫煙をしないこと。

-
- 二 議場における言論に対して賛否を表明し、又は拍手しないこと。
 - 三 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
 - 四 その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の制限)

第八条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音しようとするときは、あらかじめ議長の承認を受けなければならない。

(傍聴人の退場)

第九条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- 一 議長が、秘密会であることを宣告し、傍聴人の退場を命じたとき。
- 二 傍聴人がこの規則に違反し、議長が退場を命じたとき。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 東京都文京区議会傍聴人取締規則(昭和二十二年十二月八日制定)は、廃止する。

付 則 (平成十七年三月八日 議会規則第一号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

文京区議会手話通訳及び要約筆記実施要綱

(平成二十三年三月一日 二二文議第一三四四号)
改正 平成二十六年四月二十四日 二六文議第九十号
改正 令和七年五月十五日 二〇二五文議第二百十九号

(目的)

第1条 この要綱は、聴覚、音声又は言語機能に障害のある者（以下「聴覚障害者等」という。）に対して手話通訳及び要約筆記を行うことにより、聴覚障害者等に開かれた議会を実現することを目的とする。

(実施会議)

第2条 実施する会議は、本会議、委員会及び全員協議会とする。

(対象者)

第3条 対象者は、聴覚障害者等で前条の会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）とする。

(申込み及び取消し)

第4条 手話通訳及び要約筆記による会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、原則として、当該会議開催日の7日前（7日前が祝日の場合はその前の営業日）までに区議会事務局へ申し出るものとする。

2 傍聴希望者は、やむを得ない理由により傍聴の希望を取り消す場合は、速やかに区議会事務局へ連絡するものとする。

(実施方法)

第5条 前条第1項による申出があったときは、傍聴者が希望する時間帯に、手話通訳者及び要約筆記者を配置して実施するものとする。

2 手話通訳者及び要約筆記者が配置できないときは、速やかにその旨を傍聴希望者に連絡するものとする。

(委任)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に区議会事務局長が定める。

付 則

この要綱は、平成二十三年四月一日から施行する。

付 則 (平成二十六年四月二十四日 議会運営委員会決定)

この要綱は、平成二十六年五月一日から施行する。

付 則

この要綱は、令和七年五月十五日から施行する。

文京区議会委員会条例

(昭和三十一年十二月六日 条例第二十四号)

改正 平成十九年三月三十日 条例第三十号

改正 平成十九年五月二十九日 条例第三十三号

改正 平成二十年三月三十一日 条例第二十五号

改正 平成二十一年三月二十四日 条例第十四号

改正 平成二十五年二月十三日 条例第一号

改正 平成二十七年三月三十一日 条例第三十三号

改正 平成二十八年三月二十二日 条例第三十二号

改正 令和六年五月十三日 条例第二十一号

改正 令和八年三月十七日 条例第二十号

(常任委員会の設置)

第一条 文京区議会に常任委員会を置く。

法百九1、国四十

(常任委員の所属並びに常任委員会の名称及び所管)

第二条 議員は、それぞれいずれかの常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。

- 一 総務区民委員会 企画政策部、総務部、区民部、アカデミー推進部、施設管理部、会計管理室、監査委員及び選挙管理委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
- 一 厚生委員会 福祉部、保健衛生部及び文京保健所に関する事項
- 一 建設委員会 都市計画部、土木部及び資源環境部に関する事項
- 一 文教委員会 こども未来部及び教育委員会に関する事項。ただし、教育委員会に関する事項については、区長の補助機関たる職員に補助執行させる事項を除く。

法百九1・2、会規三十二、条例四、五、国四十一

(常任委員の定数)

第三条 各常任委員会の委員の定数は、八人以上とし、議会の議決で定める。

(常任委員の任期)

第三条の二 常任委員の任期は、二年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

条例五

(議会運営委員会の設置)

第三条の三 文京区議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、十一人とする。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

法百九1・3

(特別委員会の設置等)

第四条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

法百九1・4、国四十五

(委員の選任)

第五条 常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任は、議長の指名による。

2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。

法百九2、百十2、百十一、国四十二、四十五2

(委員長、副委員長及び理事並びに理事会)

第六条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置く。

2 委員会は、必要があるときは、副委員長及び理事若干人を置くことができる。

3 委員会の運営に関し必要な事項を協議するため、委員会に理事会を置くことができる。

4 理事会に関する事項は、別に定める。

5 委員長、副委員長及び理事は、委員会において互選する。

6 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

条例三の二、七、九、憲五十八、国十六、二十五、四十五3

(委員長及び副委員長が共がないときの互選)

第七条 委員長及び副委員長が共がないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を決めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

条例六、九、十二

(委員長の議事整理及び秩序保持権)

第八条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

条例十六、十七、十九、二十、国四十八

(委員長の職務代行)

第九条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長に共に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定した理事が委員長の職務を行う。

条例六、七、十、十二、十五

(委員長及び副委員長の辞任)

第十条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

条例六、九、十一、国三十、三十の二

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第十一条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

条例五、十、国四十五2

(招集)

第十二条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査し、又は調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

法百一2、百十四1、会規五十八、五十九、条例七、九

(定定数)

第十三条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第十五条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

法百十三、会規十一、憲法五十六1、国四十九

(表決)

第十四条 委員会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることはできない。

法百十六、憲五十六2、国五十

(委員長及び委員の除斥)

第十五条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹（以下「自己等」という。）の一身上に関する事件又は自己等の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

法百十七

(委員会の公開及び秘密会)

第十六条 委員会は、これを公開する。ただし、議決により秘密会を開くことができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

3 前二項に定めるもののほか、傍聴その他委員会の公開に関し必要な事項は、議長が定める。

法百十五、会規八十九、憲五十七1、国五十二2

第十七条 削除

(出席説明の要求)

第十八条 委員会は、審査又は調査のため、区長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出

席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

- 2 委員会は、審査又は調査のため、外部監査人又は外部監査人であつた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

法百二十一、二百五十二の三十四、国七十一、七十二

(議事妨害及び離席の禁止)

第十九条 何人も会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

- 2 委員は、会議中みだりに離席してはならない。

会規九十八、九十九

(秩序保持に関する措置)

第二十条 委員会において地方自治法（昭和二十二年法律六十七号）、文京区議会会議規則（昭和三十一年十一月文京区議会議決。以下「会議規則」という。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

- 2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。
- 3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

法百二十九、百三十二、百三十四、条例八、国四十八、百十六

(公聴会開催の手続)

第二十一条 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

- 2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

法百九5、百十5、地公法九6、国五十一

(意見を述べようとする者の申出)

第二十二条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

(公述人の決定)

第二十三条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し

出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第二十四条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

- 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

会規四十二～四十五

(委員と公述人の質疑)

第二十五条 委員は、公述人に対し質疑をすることができる。

- 2 公述人は、委員に対し質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第二十六条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第二十七条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

- 3 参考人については、第二十四条から前条までの規定を準用する。

法百九5、百十5

(会議録)

第二十八条 委員長は、事務局長をして次に掲げる事項を記載した会議録を調製させ、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

- 一 開会、休憩及び閉会の日時
- 二 出席委員及び欠席委員の氏名
- 三 説明のため出席した理事者の職及び氏名
- 四 出席した事務局職員の氏名
- 五 会議に付した案件の件名
- 六 議事
- 七 委員会又は委員長が特に必要があると認めた事項

- 2 前項の会議録は、議長が保管する。

法百二十三1・2、会規百十二、百十五

(会議規則との関係)

第二十九条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則

委員会条例

の定めるところによる。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 東京都文京区常任委員会及び特別委員会条例（昭和二十二年六月文京区条例第八号）は、廃止する。

付 則（平成二十七年三月三十一日 条例第三十三号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、当該教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に当該教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）までの間、この条例による改正後の文京区議会委員会条例第十八条第一項の規定は適用せず、改正前の文京区議会委員会条例第十八条第一項の規定は、なおその効力を有する。

付 則（平成二十八年三月二十二日 条例第三十二号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

付 則（令和六年五月十三日 条例第二十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和八年三月十七日 条例第二十号）

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

文京区議会委員会傍聴規程

(昭和四十六年十月二日 施行)

改正 昭和六十一年四月一日 議会議長訓令甲第二号

改正 平成七年二月二十四日 議会議長訓令甲第一号

改正 平成十五年三月三十一日 議会議長訓令第二号

改正 平成十七年三月八日 議会議長訓令第一号

第一条 傍聴席は、一般席及び報道等関係者席とする。

第二条 一般席の定員は、二十五人とする。

第三条 会議の傍聴の受付は、会議が開かれる日の午前八時三十分から、文京区議会事務局（以下「事務局」という。）受付で行う。

2 会議の議事を傍聴しようとする者は、傍聴受付票に氏名及び住所を記入し、傍聴章の交付を受けなければならない。

3 前項の傍聴章は、受付の先着順により交付する。ただし、会議の議事を傍聴しようとする者が受付開始時に定員を超えたときは、抽選により交付する。

4 傍聴章の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、入場するときは、傍聴章を事務局の係員（以下「係員」という。）に明示できる所に着用し、係員の指示する傍聴席に着かなければならない。

5 傍聴人は、傍聴を終え退場するとき又は傍聴をしないときは、傍聴章を事務局受付に返還しなければならない。

第四条 傍聴人は、委員席に入ることができない。

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- 二 酒気を帯びている者
- 三 その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

第六条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- 一 飲食又は喫煙をしないこと。
- 二 委員会における言論に対して賛否を表明し、又は拍手しないこと。
- 三 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- 四 その他委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

第七条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音しようとするときは、あらかじめ委員長の承認を受けなければならない。

第八条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

委員会傍聴規程

- 一 委員長が、秘密会であることを宣告し、傍聴人の退場を命じたとき。
- 二 傍聴人がこの規則に違反し、委員長が退場を命じたとき。

付 則

この規程は、昭和四十六年十月二日から施行する。

付 則（平成十七年三月八日 議会議長訓令第一号）

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

文京区議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程

(令和六年五月十三日 議会運営委員会決定)

(趣旨)

第一条 この規程は、文京区議会会議規則（昭和三十一年十一月文京区議会議決。以下「会議規則」という。）に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規程で使用する用語の意義は、会議規則において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

二 電子証明書 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して通知を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（議会等の使用に係る電子計算機（会議規則第百十六条の二第一項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。）において識別できるものに限る。）であって、次に掲げるものをいう。

イ 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成したもの

ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ハ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

ニ その他議長が定めるもの

(議会等に対する通知に係る電子情報処理組織)

第三条 会議規則第百十六條の二第一項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による議会等に対する通知)

第四条 会議規則第百十六條の二第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等(同項に規定する文書等をいう。以下同じ。)により行うときに記載すべきこととされている事項を、議会等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名(通知を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(議会等からの通知に係る電子情報処理組織)

第五条 会議規則第百十六條の二第二項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による議会等からの通知)

第六条 議会等は、会議規則第百十六條の二第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(議会等からの通知を受ける旨の表示の方式)

第七条 会議規則第百十六條の二第二項ただし書に規定する議長が定める方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。

- 一 第五条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力
- 二 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第八条 会議規則第百十六條の二第四項に規定する議長が定める方法は、

同項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(配布に係る電子情報処理組織)

第九条 会議規則第百十六條の二第四項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であつて、議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第十条 会議規則第百十六條の二第五項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものは、電子署名(議会等に対して行われる通知(通知を行う者が議員であるものを除く。))に係るものにあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)又は第四条第二項ただし書に規定する措置とする。

(通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第十一条 会議規則第百十六條の二第六項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合
- 二 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがあると議長が認める場合

(電磁的記録による作成等)

第十二条 議会等は、会議規則第百十六條の三第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(準用等)

第十三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百十八條第六項(同法第百二十七條第三項の規定により準用される場合を含む。)、第百二十三條第四項及び第百三十七條の規定による通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第五条から第十一条までの規定を準用する。

- 2 会議規則に規定する通知、作成、保存等(会議規則第百十六條の二及び第百十六の三の規定の適用を受けるものを除く。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場

合については、会議規則に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第百十六條の二及び第百十六條の三の規定並びにこの規程の規定の例による。

(委任)

第十四条 この規程に定めるもののほか、議会等に係る通知、作成、保存等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

付 則

この規程は、令和六年五月十三日から施行する。

文京区議会委員会条例に係る情報通信技術 の活用に関する規程

(令和六年五月十三日 議会運営委員会決定)

(趣旨)

第一条 この規程は、文京区議会委員会条例（昭和三十一年十二月文京区条例第二十四号。以下「委員会条例」という。）に規定する作成等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規程で使用する用語は、委員会条例において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

二 電子証明書 委員会に対して通知を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がその者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（委員会条例第二十二条第二項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。）において識別できるものに限る。）であって、次に掲げるものをいう。

イ 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成したもの

ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ハ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

ニ その他委員長が定めるもの

(委員会に対する通知に係る電子情報処理組織)

第三条 委員会条例第二十二條第二項に規定する委員長が定める電子情報処理組織は、委員会又は委員長の使用に係る電子計算機と、委員会に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であつて、委員会又は委員長の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による委員会に対する通知)

第四条 委員会条例第二十二條第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により委員会に対して通知を行う者は、委員長の定めるところにより、委員長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等（文京区議会会議規則（昭和三十一年十一月文京区議会議決。以下「会議規則」という。）に規定する文書等をいう。）により行うときに記載すべきこととされている事項を、委員会に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

- 2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）を行わなければならない。ただし、委員長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(会議規則との関係)

第五条 委員会条例に規定する通知（委員会条例第二十二條第一項の規定によるものを除く。）、作成及び保存を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、委員会条例に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第百十六條の二及び第百十六條の三の規定の例による。

(委任)

第六条 この規程に定めるもののほか、委員会条例に規定する通知、作成及び保存を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この規程は、令和六年五月十三日から施行する。

文京区議会の議決に付すべき契約及び財産 の取得又は処分に関する条例

(昭和三十九年三月三十一日 条例第十二号)
改正 昭和五十二年十月四日 条例第二十八号
改正 昭和六十一年六月二十日 条例第二十八号
改正 平成二年三月三十日 条例第九号
改正 平成十四年十二月六日 条例第三十八号

(通則)

第一条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第五号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価額一億八千万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第三条 地方自治法第九十六条第一項第八号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価額三千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、一件五千平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

付 則 (昭和五十二年十月四日 条例第二十八号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成十四年十二月六日 条例第三十八号)

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

文京区財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

(昭和三十九年三月三十一日 条例第八号)

改正 昭和四十九年十二月二日 条例第二十八号

改正 平成十四年十二月六日 条例第三十八号

改正 平成十九年六月二十八日 条例第三十六号

(通則)

第一条 文京区（以下「区」という。）の財産は、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところにより、交換し、又は適正な対価なくして譲渡し、若しくは貸し付けることができる。

(普通財産の交換)

第二条 普通財産は、次の各号の一に該当する場合は、区以外の者の所有する同一種類の財産その他必要とする財産と交換することができる。ただし、価額の差額がその高価なものの四分の一をこえるときは、この限りでない。

- 一 区において公用又は公共用に供するため、区以外の者の所有する財産を必要とするとき。
 - 二 国又は地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため、区の普通財産を必要とするとき。
- 2 前項の規定により交換する場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

(普通財産の譲与又は減額譲渡)

第三条 普通財産は、次の各号の一に該当する場合は、無償で、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

- 一 国又は地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため、国又は当該団体に譲渡するとき。
- 二 地方公共団体その他公共団体において、維持及び保存の費用を負担した行政財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を、当該団体に譲渡するとき。
- 三 寄付に係る行政財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその寄付者又はその相続人その他の包括承継人（以下「寄付者等」という。）に譲渡するとき。ただし、寄付を受けた時から二十年を経過したものについては、この限りでない。
- 四 行政財産の用途に代わるべき財産の寄付を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその寄付者等に譲渡するとき。
- 五 法律又はこれに基づく政令により、国若しくは都から無償で、又は

減額して譲渡された普通財産を、それぞれその国若しくは都に対する寄付者等に譲渡するとき。ただし、国若しくは都に対する寄付の時から二十年を経過したものについては、この限りでない。

(普通財産の無償若しくは減額貸付又は貸付料の減免)

第四条 普通財産は、次の各号の一に該当する場合は、これを無償又は時価よりも低い貸付料で貸し付けることができる。

一 国又は地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するとき。

二 前号のほか、特に必要があると認めるとき。

2 普通財産の貸付けを受けた者が、地震、水災、火災等の災害のため、当該財産を使用の目的に供し難いと認めるときは、その貸付料を減額又は免除することができる。

(権利金の減免)

第五条 建物を貸し付ける場合又は建物所有の目的で土地を貸し付ける場合において、当該貸付けが前条第一項に掲げるものであるときは、権利金を減額又は免除することができる。

2 前項の規定は、堅固な工作物を設置する目的で土地を貸し付ける場合について準用する。

(準用規定)

第六条 前二条の規定は、行政財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定する場合及び普通財産を貸付け以外の方法により使用させる場合について準用する。

(物品の交換)

第七条 物品は、次の各号の一に該当する場合は、区以外の者の所有する同一種類の動産と交換することができる。

一 物品に係る経費の低減を図るため、特に必要があると認めるとき。

二 区において使用するため、区以外の者の所有する動産を必要とするとき。

2 第二条第二項の規定は、前項の規定により交換する場合について準用する。

(物品の譲与又は減額譲渡)

第八条 物品は、次の各号の一に該当する場合は、無償で、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

一 公益上の必要に基づき、区以外の者に物品を譲渡するとき。

二 寄付に係る物品又は工作物の用途を廃止した場合において、当該物品又は工作物の解体若しくは撤去により生じた物品をその寄付者等に譲渡するとき。

(物品の無償貸付又は減額貸付)

第九条 物品は、公益上の必要があるときは、区以外の者に無償で、又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(委任)

第十条 この条例に規定するものを除くほか、必要な事項は規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例施行前に東京都文京区区有財産条例（昭和三十二年七月文京区条例第四号）の規定に基づいて行なつた普通財産の無償又は時価よりも低い貸付料での貸付けで、この条例施行の際、現に貸し付けているものについては、この条例の相当規定によつて貸し付けたものとみなす。
- 3 東京都文京区区有財産条例（昭和三十二年七月文京区条例第四号）は、廃止する。

付 則（平成十九年六月二十八日 条例第三十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

審理、喚問、聴問等に出頭した者及び公聴会 に参加した者の費用弁償に関する条例

(昭和五十年三月二十二日 条例第三十四号)
改正 平成十四年十二月六日 条例第三十八号
改正 平成十八年三月九日 条例第九号
改正 平成二十二年六月二十一日 条例第十八号
改正 平成二十二年十二月十日 条例第三十三号
改正 平成二十五年六月十三日 条例第二十四号
改正 平成二十六年六月二十五日 条例第十一号
改正 平成二十八年三月三日 条例第三号
改正 平成三十年三月五日 条例第七号
改正 令和三年三月十日 条例第五号
改正 令和八年三月四日 条例第八号

東京都文京区議会・選挙管理委員会又は監査委員の調査のため出頭する者及び公聴会に参加する者の実費弁償条例（昭和三十一年十二月文京区条例第二十号）の全部を改正する。

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百七条等の規定に基づき、審理、喚問、聴問等に出頭した者並びに公聴会に参加した者（以下「参考人等」という。）に支給する費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(参考人等の範囲)

第二条 前条に規定する参考人等とは、次の各号に掲げる者をいう。

- 一 地方自治法第七十四条の三第三項の規定により出頭した関係人、同法第百条第一項後段の規定により出頭した選挙人その他の関係人、同法第百十五条の二第二項（同法第百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人、同法第百九十九条第八項の規定により出頭した関係人及び同法第百十五条の二第一項（同法第百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者
- 二 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十二条の規定により文京区選挙管理委員会が出頭を求めた選挙人その他の関係人
- 三 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十四条（同法第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第八十一条第三項において準用する同法第七十四条の規定により出頭した参考人又は鑑定人

(費用弁償)

第三条 参考人等が審理、喚問、聴問等に出頭し、又は公聴会に参加した

審理、喚問、聴問等に出頭した者及び公聴会に参加した者の
費用弁償に関する条例

ときは、その費用を弁償する。ただし、区から給料を受ける職にある者で、その職務に関連して参考人等となつた場合においては、支給しない。

2 費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の七種とし、その額は、次の各号のとおりとする。

一 特別区の存する区域内の旅費の費用弁償の額は、一日につき二、〇〇〇円とする。

二 前号以外の場合における旅費の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第三十号。以下「旅費条例」という。）の規定による職員に支給する額相当額とする。ただし、その額が二、〇〇〇円に満たないときは、二、〇〇〇円とする

3 費用弁償の支給方法は、旅費条例の適用を受ける職員の例による。

（その他の実費）

第四条 前条に定めるもののほか、鑑定料その他特に必要な経費は、その実費を弁償することができる。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

和解及び損害賠償額の決定に関する区長の 専決処分の指定について

(昭和五十四年十二月七日 議決)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定に基づき、次の事項については、これを区長において専決処分することができるものとする。

- 一 区が当事者である和解（区が提起した訴えについてする訴訟上の和解を除く。）で、その目的の価格が百万円以下のもの
- 二 法律上区の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が百万円以下のもの

議会の議決を得た契約の変更に関する区長 の専決処分の指定について

(平成二年三月二十九日 議決)
改正 平成二十三年三月十五日 議決

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定に基づき、次の事項については、これを区長において専決処分することができるものとする。

- 一 文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、議会の議決を得た工事又は製造の請負契約に係る契約金額の百分の十以内の増減。ただし、契約金額の増額については、九千万円を限度とする。

文京区議会全員協議会運営内規

(昭和四十三年十一月二十九日 議会運営調査特別委員会決定)

平成六年六月十七日 議会運営委員会追認

改正 平成二十六年四月二十四日 議会運営委員会決定

(目的)

第一条 文京区議会は、区政全般の適確な把握及び効率的議会運営を期するため、全員協議会（以下「協議会」という。）を開催するものとする。

(定例会)

第二条 協議会は、原則として、招集議会、定例議会及び臨時議会の各議会期間中、本会議を開く日の午後一時から開くものとする。

2 運営は、特別区及び議会内部における委員会相互間の連携、研さんに資するため、議長及び委員長報告を主体とする。

(臨時会)

第三条 協議会は、各議会期間中において、効率的な本会議の運営を諮るため必要があると認められるときに、随時開くものとする。

2 議会期間以外及び会期外においても、特に緊急であり、かつ、やむを得ない事情が生じたときは、協議会を開くことができる。

(理事者の出席)

第四条 協議会における理事者の出席については、議題に関連し説明を要するものとして申出があつた場合又は議長から要請があつた場合とする。

(招集)

第五条 協議会は、議長がこれを招集する。

付 則（平成二十六年四月二十四日 議会運営委員会決定）

この内規は、平成二十六年五月一日から適用する。

文京区議会意見交換会運営内規

(平成十七年十一月三十日 議会運営委員会決定)
改正 平成二十六年四月二十四日 議会運営委員会決定

(目的)

第1条 この内規は、議会への区民参加を推進することにより、議会の活性化を図るとともに、開かれた議会を目指すため、区民との意見交換会（以下「意見交換会」という。）の開催及びその運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(招集)

第2条 意見交換会は、議長がこれを招集する。

2 意見交換会は、議会期間以外及び閉会中に開催するものとする。

3 開催日時、参加する区民及び議員並びにテーマの選定等については、その都度、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

(運営)

第3条 意見交換会は、区議会第一委員会室において、別図の座席配置により行う。この場合、意見交換会に参加する区民は、40人を原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、区議会第一委員会室以外の場所で意見交換会を行う必要があると認めたときは、開催場所等必要事項を議会運営委員会に諮って決定することができる。

3 意見交換会の進行は、議会運営委員会委員長が行う。

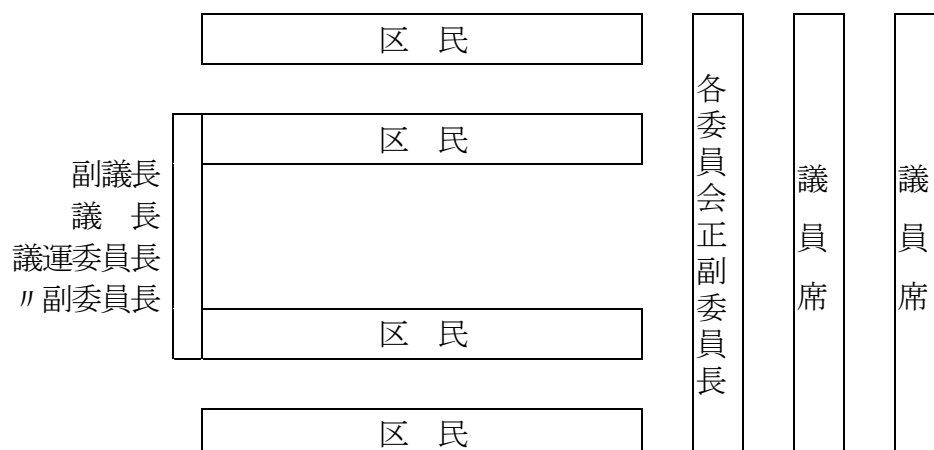
(委任)

第4条 この内規に定めるもののほか、意見交換会の運営について必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

付 則 (平成二十六年四月二十四日 議会運営委員会決定)

この内規は、平成二十六年五月一日から適用する。

別図



文京区議会議員研修会運営内規

(平成十七年十一月三十日 議会運営委員会決定)

改正 平成十九年三月一日 議会運営委員会決定

(目的)

第1条 この内規は、議員の資質向上と執行機関に対する監視機能の充実や政策立案能力の強化に資するため、議員研修会の開催及びその運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(研修の種類)

第2条 研修の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 新議員が、議員として必要な基礎知識を習得する研修
- 二 新任役職議員が、役職に関する知識を習得する研修
- 三 条例の立案等、議員として必要な実務に関する専門的研修
- 四 当面の行政課題についての専門的研修

(招集)

第3条 議員研修会は、議長がこれを招集する。

(研修への参加)

第4条 議員は、第2条に規定する研修に参加するよう努めなければならない。ただし、同条第2号に規定する研修については、すでに役職を経験している者は、任意とする。

(研修の実施)

第5条 研修の実施は、議長が適宜議会運営委員会に諮って決定する。

(講師)

第6条 研修の講師は、議長がその都度委嘱する。

(その他)

第7条 第2条第1号に規定する研修は、議会構成が行われる前にあっては、第3条及び第5条の規定にかかわらず、事務局長が招集し、実施することができる。この場合、前条に規定する研修の講師の委嘱は、事務局長が行う。

第8条 この内規に定めるもののほか、議員研修会の運営について必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

「議会広報」に関する内規

(昭和四十七年十一月十日 議会運営調査特別委員会決定)
平成六年六月十七日 一部改正・議会運営委員会追認
改正 平成十三年三月三十日 一二文議第一〇八〇二号
改正 平成十五年十一月二十七日 議会運営委員会決定
改正 平成二十一年九月七日 議会運営委員会決定
改正 平成二十六年三月二十日 議会運営委員会決定
改正 令和八年三月十七日 議会運営委員会決定

(目的)

第一条 区議会活動を区民に周知し、区民の理解と協力を高めるとともに、開かれた議会を目指すため、議会に議会広報小委員会を設置し、ぶんきょう区議会だより（以下「区議会だより」という。）及び区議会日程ポスターの発行、区議会ホームページ及びインターネット議会中継の運営、CATV議会放映に関する調査研究及び放送枠の調整等を行う。

(編集・発行等)

第二条 区議会だより及び区議会日程ポスターの編集・発行並びに区議会ホームページ及びインターネット議会中継の運営は議会が行い、CATV議会放映の収録・編集は企画政策部広報戦略課が行う。

- 2 区議会だよりは、原則として年4回以上発刊する。
- 3 区議会日程ポスターは、原則として年4回発行する。

(議会広報小委員会)

第三条 議会広報小委員会（以下「小委員会」という。）は、議会運営委員会の中に置く。

- 2 委員は、正副委員長を含み、当該委員会のメンバーから各会派一人選出する。
- 3 小委員会委員長（以下「委員長」という。）は、委員の中から互選する。
- 4 小委員会は、委員長が招集し、編集、運営その他必要な事項を策定する。

付 則（平成二十六年三月二十日 議会運営委員会決定）

この内規は、平成二十六年三月二十日から適用する。

付 則（令和八年三月十七日 議会運営委員会決定）

この内規は、令和八年三月十七日から適用する。

「ぶんきょう区議会だより」編集要領

(昭和四十七年十一月十日 議会運営調査特別委員会決定)
平成六年六月十七日 一部改正・議会運営委員会追認
改正 平成七年九月二十日
改正 平成十七年三月八日 議会運営委員会決定
改正 平成二十三年三月十一日 議会運営委員会決定

一 編集方針

- (1) 議会は、議会活動について区民の正しい理解と関心を深めてもらうため、公正な立場で周知する。
- (2) 議員は、区民代表であるので、掲載記事は、区民の立場で価値を判断し、区民の特に関係の深い事柄を重点的に取り上げて行く。
- (3) 原稿の作成は、議会広報小委員会委員並びに事務局職員が当る。ただし、依頼原稿は、議会広報小委員会で決定する。

二 掲載記事

1 議案

議案名、会派等の賛否、議決結果等を掲載する。
また、可決された主な案件については、その概要を掲載する。

2 一般質問

質問者は、四項目以内を選定して掲載することとし、その他の項目を掲載する場合は、題名のみとする。要約する字数、掲載順序、見出しの文句、写真又はイラスト掲載の可否等の判断は、編集方針及び広報紙編集上の常識に基づいて行う。

3 委員会活動

審査の過程で出された主な意見及び要望等を掲載する。

4 意見書及び決議等

件名及び提出先等を掲載する。

5 請願

件名及び審議結果を掲載する。

6 その他

その都度必要な情報を掲載する。

三 体裁・配布等

- 1 原則として、タブロイド版、4ページとする。
- 2 発行部数は、区内全世帯及び区窓口並びに官公庁用を配布充足できる枚数とする。
- 3 配布方法は、区報ぶんきょうと同様とする。

四 編集発行手続き

- 1 第一回議会広報小委員会において、掲載記事の項目選定、レイアウト及び取扱い方法等について協議する。

- 2 第二回議会広報小委員会において、作成した原稿及びレイアウト等についてチェックする。

「区議会日程ポスター」編集要領

平成二十六年三月二十日 議会運営委員会決定
改正 平成二十七年三月三日 議会運営委員会決定

一 編集方針

- 1 議会の活動をより広く区民に周知し、関心を得るために、区議会日程ポスターの発行を行う。
- 2 掲載記事は、区議会日程及び傍聴などの呼び掛けを中心とする。
- 3 原稿の作成は、議会広報小委員会委員及び事務局職員が当たる。また、原稿の決定は、議会広報小委員会が行う。

二 掲載記事

1 日程

本会議、議会運営委員会、全員協議会、常任委員会、特別委員会を日付ごとに、開会時間を付記し、掲載する。

2 説明及び紹介

傍聴手続、問合せ先などを掲載する。

3 その他

その都度、必要な情報を掲載する。

三 体裁、配布等

1 体裁は、A 3 縦版、A 4 縦版及びB 4 縦版とする。

2 発行部数は、区設掲示板及び掲示が可能な区施設等での掲示に充足できる枚数とする。

3 配布方法は、定例議会初日までに掲示できるよう、手配を行うものとする。

四 編集・発行手続

- 1 議会広報小委員会において、掲載記事の項目選定、レイアウト及び取扱方法等について協議する。

意見書及び決議に関する内規

(平成十二年二月二十八日 議会運営委員会決定)
改正 平成十六年十一月三十日 議会運営委員会決定
改正 平成十九年二月二十日 議会運営委員会決定
改正 平成二十五年十二月二十四日 議会運営委員会決定
改正 平成二十六年四月二十四日 議会運営委員会決定

(目的)

第一条 この内規は、意見書及び決議（以下「意見書等」という。）の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(各会派等提案の意見書等)

第二条 各会派及び無所属議員が意見書等を提案しようとするときは、定例議会初日の日前、二日（その日が区の休日に当たるときは直前の日）の正午までに原案を議長に提出し、議会運営委員会においてその趣旨を説明する。

(意見書等調整小委員会)

第三条 各会派及び無所属議員から提出された意見書等の原案について協議し、文案の調整及び作成を行うため、議会運営委員会に意見書等調整小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

- 2 小委員会の委員は、議会運営委員会の委員のうちから各会派一人を選出する。
- 3 小委員会委員長は、小委員会の委員の中から互選する。
- 4 小委員会は、小委員会委員長が招集する。

(小委員会の報告等)

第四条 小委員会において調整された意見書等の文案については、小委員会委員長が無所属議員に説明し、了解を得る。

- 2 小委員会委員長は、小委員会における協議の経過及び結果を議会運営委員会に報告する。

(委員会提出の意見書等)

第五条 常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会に所属する委員が、委員会提出の意見書等を提案しようとするときは、原則として委員会の日の7日前（その日が区の休日に当たるときは直前の日）までに、委員長に原案を提出する。

- 2 委員長は、前項の規定により意見書等の原案の提出があったときは、原案について協議し、文案の調整及び作成を行うため、原則として委員会の日の前日（その日が区の休日に当たるときは直前の日）までに、理事会を開会する。
- 3 前項の規定により理事会を開会したときは、意見書等の原案を提出した委員は、理事会においてその趣旨を説明する。

-
- 4 第2項の規定により開会した理事会において調整された意見書等の文案については、委員長が無所属委員に説明し、了解を得る。
 - 5 委員会において提出することを決定した意見書等の文案については、委員長が当該委員会委員以外の議員に説明し、了解を得る。

(議案の提出)

第六条 在籍議員の全員の了解が得られた意見書等又は委員会において提出することを決定した意見書等の文案については、議会運営委員会を経て本会議に諮る。ただし、意見書提出を求める請願が採択された際の意見書の文案については、在籍議員の五分の四以上の了解が得られたときに、議員提出議案として、議会運営委員会を経て、本会議に諮ることができる。

(議決後の処理)

第七条 議決された意見書等は、国会又は関係行政庁に速やかに提出する。

付 則

この内規は、平成十二年四月一日から適用する。

付 則 (平成二十六年四月二十四日 議会運営委員会決定)

この内規は、平成二十六年五月一日から適用する。

(意見書の提出)

法 第九十九条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

2 区議会議員及び 区議会各会派

文京区議会議員定数条例

(平成六年十二月九日 条例第三十三号)
改正 平成十四年六月二十七日 条例第三十五号
改正 平成十四年十二月六日 条例第三十八号

文京区議会議員定数を三十四人とする。

付 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

付 則 (平成十四年十二月六日 条例第三十八号)

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

(市町村議会の議員の定数) ※平成二十三年八月一日施行

法 第九十一条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

- 2 前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。
- 3 第七条第一項又は第三項の規定による処分により、著しく人口の増減があった市町村においては、前項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。
- 4 前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数その減少した定数を超過しているときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに応じて、その定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。
- 5 第七条第一項又は第三項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が二以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。
- 6 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。
- 7 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第一項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。
- 8 第五項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等 に関する条例

(昭和三十一年十二月六日 条例第十六号)
改正 平成二十年九月九日 条例第三十六号
改正 平成二十一年十一月二十七日 条例第三十三号
改正 平成二十二年六月二十一日 条例第十八号
改正 平成二十二年十一月二十六日 条例第三十号
改正 平成二十四年十二月七日 条例第七十九号
改正 平成二十五年十二月九日 条例第四十八号
改正 平成二十六年三月二十日 条例第九号
改正 平成二十六年十二月十一日 条例第三十五号
改正 平成二十七年十二月九日 条例第八十三号
改正 平成二十八年三月三日 条例第三号
改正 平成二十九年十二月七日 条例第三十一号
改正 令和元年十二月九日 条例第二十九号
改正 令和二年十二月八日 条例第三十五号
改正 令和三年二月九日 条例第三号
改正 令和三年十二月三日 条例第三十一号
改正 令和四年十二月一日 条例第四十五号
改正 令和五年十一月二十九日 条例第三十六号
改正 令和六年十二月十二日 条例第五十号
改正 令和七年三月五日 条例第四号
改正 令和七年十二月一日 条例第四十三号
改正 令和八年三月四日 条例第八号

(目的)

第一条 文京区議会議員の議員報酬・費用弁償及び期末手当については、この条例の定めるところによる。

(議員報酬)

第二条 議会の議長・副議長・常任委員会・議会運営委員会及び特別委員会の委員長・副委員長並びに議員の議員報酬月額は、別表のとおりとする。

(議員報酬の支給方法)

第三条 議員報酬は、議長及び副議長にあつては、その選挙されたその日から、委員長及び副委員長にあつては、その選任されたその日から、議員にあつては、その職についたその日からそれぞれ支給する。

第四条 議長・副議長・委員長・副委員長及び議員が任期満了・辞職・失職・除名又は議会の解散により、その職を離れたときは、その日までの、死亡したときはその日の属する月分までの議員報酬を支給する。

第五条 議長・副議長・委員長・副委員長及び議員が月の中途において選挙若しくは選任された場合又はその職を離れた場合のその当月分の議

員報酬は、当該月の在職日数を基礎として日割りにより支給する。この場合において、一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 2 議長・副議長・委員長及び副委員長がその職についての日又はその職を離れた日に他の職を有する場合の当該日の議員報酬は、その額が同じときはその額を、その額に差があるときは、その多い方の額によりこれを支給する。

(議員報酬の支給期日)

第六条 議員報酬は、毎月分をその月の末日までに支給する。ただし、前二条の規定により議員の身分を離れたときは、その期日前においてもこれを支給することができる。

(費用弁償)

第七条 議員（議長・副議長・委員長及び副委員長を含む。以下本条において同じ。）が招集に応じ若しくは委員会に出席したとき又は公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席するため旅行したとき又は公務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、日額旅費として二千円を支給する。ただし、公用車を利用して旅行したときの日額旅費は、千円とする。

- 3 前項に定めるもののほか議員が公務のため旅行したときに支給する第一項の旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費とし、その額は文京区長及び副区長給与条例（昭和二十二年六月文京区条例第七号）の規定による副区長が受けるべき額相当額とする。ただし、議長又は副議長が区議会を代表する場合は、文京区長及び副区長給与条例の規定による区長が受けるべき額相当額とする。

- 4 前二項に定めるもののほか、旅費の算定方法については、職員の旅費に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第三十号。以下「旅費条例」という。）に基づく職員の旅費の算定方法に準ずる。

- 5 旅費の支給方法は、旅費条例に基づく職員の旅費の支給方法に準ずる。

(期末手当)

第八条 議員で六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する者に対し、それぞれの期間につき、期末手当を支給する。これらの基準日前一月以内に任期満了、辞職、死亡又は議会の解散により、離職した議員（当該基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、離職の日現在）における第二条の議員の議員報酬月額及びその議員の議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に百分の百七十七・五を乗じて得た額とする。ただし、前項の基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間が六月未満の場合の額は、それ

ぞれの在職日数に応じ、日割りによつて計算する。この場合において、一元未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 3 前項の期末手当の支給に当たり、第一項の基準日以前六月以内の期間中、議長・副議長・委員会委員長及び同副委員長（以下「役職議員」という。）に在職した期間がある者については、その間における第二条に規定する役職議員の議員報酬月額が議員の議員報酬月額を超える場合にあっては、その差額及びその差額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、それぞれの在職日数に応じて、日割りにより計算した額を加算する。この場合において、一元未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 4 前二項の在職期間は、任期満了等により退職し、又は失職し、その月又は翌月に再び就職した場合には、引き続き在職したものとみなしてこれを通算する。
- 5 期末手当の支給方法は、職員の給与に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十九号）第二十六条第五項の規定により職員に対して支給する期末手当の例による。

第九条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- 一 基準日前一月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百二十七条の規定により失職した者
- 二 基準日前一月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第百三十五条の規定による除名の処分を受けた者
- 三 基準日前一月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

- 四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第十条 支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定してい

ない場合

- 二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合
- 4 前項の規定は、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

（委任）

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第八条の規定は、昭和三十一年六月一日から、その他の規定は九月一日から適用する。
- 2 東京都文京区議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十二年文京区条例第十一号）は、廃止する。
- 3 第二条及び第八条の規定については、昭和五十八年七月一日から昭和

議員報酬及び費用弁償等に関する条例

五十九年三月三十一日までの間、東京都文京区長・助役・収入役給与条例等の一部を改正する条例（昭和五十九年三月文京区条例第一号）による改正後の東京都文京区長・助役・収入役給与条例（昭和二十二年六月文京区条例第七号）による額を適用する。

付 則（令和八年三月四日 条例第八号）
この条例は、令和八年四月一日から施行する。

別表（第二条関係）

職 名	議員報酬月額
議 長	九十六万八千九百円
副 議 長	八十三万四百円
委 員 長	六十八万四千四百円
副委員長	六十五万三千円
議 員	六十二万九千七百円

文京区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

(平成二十四年十二月七日 条例第七十六号)

(趣旨)

第一条 この条例は、文京区議会議員（以下「議員」という。）の職責に鑑み、議員が、区議会の会議等を長期間欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年十二月文京区条例第十六号）の特例を定めるものとする。

(用語の定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 区議会の会議等 文京区議会定例会及び臨時会の本会議並びに文京区議会委員会条例（昭和三十一年十二月文京区条例第二十四号）に基づき設置された委員会をいう。
- 二 公務上の災害等 特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十三年特別区人事・厚生事務組合条例第八号）に基づき認定された公務上の災害等をいう。

(議員報酬の減額)

第三条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、議員活動を引き続き長期間休止したときの議員報酬は、当該議員の議員報酬から、区議会の会議等を欠席した日から区議会の会議等に出席した日の前日までの期間（以下「議員活動ができない期間」という。）に応じて、当該議員の報酬に次の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。

議員活動ができない期間	減額の割合
百八十日を超え三百六十五日以下であるとき	百分の二十
三百六十五日を超えるとき	百分の五十

- 2 前項の規定は、議員活動ができない期間が百八十日を超える日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以降、区議会の会議等に出席した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで適用する。

(期末手当の減額)

第四条 六月一日及び十二月一日（以下これらの日を「基準日」という。）のそれぞれの前六月以内の期間において、議員報酬が減額支給された月があるときの期末手当は、当該議員の期末手当から、議員活動ができない期間に応じて、当該議員の期末手当に前条第一項の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。

議員報酬等の特例に関する条例

2 基準日の前六月以内の期間において、議員報酬の減額の割合が異なる場合は、減額の割合の高い方の割合を適用する。

(適用除外)

第五条 次の各号に掲げる事由により議員活動を引き続き長期間休止したときは、第三条及び前条の規定は適用しない。

一 公務上の災害等

二 前号に定めるもののほか、文京区議会議長（以下「議長」という。）が認める理由により区議会の会議等を欠席した場合

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

文京区特別職報酬等審議会条例

(昭和三十九年七月十三日 条例第三十号)
改正 昭和五十九年六月三十日 条例第二十八号
改正 平成十四年十二月六日 条例第三十八号
改正 平成十九年三月一日 条例第四号
改正 平成二十年九月二十九日 条例第三十八号

(設置)

第一条 文京区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の額（以下「報酬等の額」という。）について、次条の規定による意見の求めに応じ、審議するため、区長の付属機関として、文京区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(意見の聴取)

第二条 区長は、報酬等の額に関する条例を区議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特別区人事委員会が地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の規定に基づき給料表に関する勧告をしたときは、報酬等の額について審議会の意見を聴かなければならない。

3 区長は、必要があると認めるときは、報酬等の額の適否等について審議会の意見を聴くことができる。

(組織)

第三条 審議会は、区の区域内の公共的団体等の代表者その他区民のうちから区長が委嘱する委員十人以内をもつて組織する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長の選任・権限)

第五条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第六条 審議会は、区長が招集する。

(定足数)

第七条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第九条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成二十年九月二十九日 条例第三十八号)

この条例は、公布の日から施行する。

文京区議会政務活動費の交付に関する条例

(平成二十五年二月十三日 条例第二号)

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第十四項から第十六項までの規定に基づき、文京区議会（以下「議会」という。）の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第二条 政務活動費は、議会における会派又は議員に対して交付する。

(交付の方法)

第三条 政務活動費は、毎月十日に交付する。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第一百七十八号）に定める休日をいう。以下「休日」という。）であるときは、その日前のその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。

2 月の途中において議員の任期が満了する場合は、任期が満了する日の属する月までの分を交付する。

(会派に対して交付する政務活動費)

第四条 会派に対する政務活動費の月額、毎月一日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に十四万円を乗じて得た額とする。

2 月の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第一項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

(議員に対して交付する政務活動費)

第五条 議員に対する政務活動費の月額は十四万円とし、基準日に在職する議員に対して交付する。

2 月の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、当月分の政務活動費は交付しない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第六条 政務活動費は、会派又は議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、会派にあつては別表第一、議員にあつては別表第二で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（経理責任者）

第七条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

（収支状況報告書の提出）

第八条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は別記様式第一号により、議員は別記様式第二号により、毎四半期の終了後速やかに政務活動費に係る収入及び支出の状況報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

2 経理責任者又は議員は、前項の規定により収支状況報告書を提出する場合は、全ての支出について、領収書その他の支出の事実を明らかにする書類（以下「領収書等」という。）を添付しなければならない。

（収支報告書の提出）

第九条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は別記様式第三号により、議員は別記様式第四号により、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年四月三十日までに提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、当該会派の経理責任者であった者又は議員であった者は、解散の日又は議員でなくなった日から三十日以内に第一項の収支報告書を提出しなければならない。

4 経理責任者又は議員は、前項の規定により収支報告書を提出する場合は、最後の四半期の終了の日の翌日から解散の日又は議員でなくなった日までの間の全ての支出について、領収書等を添付しなければならない。

（政務活動費の返還）

第十条 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は議員がその年度において第六条に定める経費の範囲に基づいて支出した経費の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

2 前項の規定により会派又は議員が政務活動費を返還しない場合は、区長は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を会派又は議員に

命じなければならない。

(交付の取消し)

第十一条 区長は、政務活動費の交付を受けた会派又は議員が当該政務活動費を他の目的に使用したときは、政務活動費の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第十二条 議長は、第八条第一項の規定により提出された収支状況報告書及び第九条第一項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の収支状況報告書及び収支報告書の閲覧を請求することができる。

(透明性の確保)

第十三条 議長は、第八条第一項の規定により提出された収支状況報告書及び第九条第一項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年三月一日から施行する。

(文京区議会政務調査費の交付に関する条例の廃止)

2 文京区議会政務調査費の交付に関する条例（平成十三年三月文京区条例第三十七号）は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の文京区議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付されたこの条例の施行の日の属する月前の月分までの政務調査費については、なお従前の例による。

政務活動費の交付に関する条例

別表第1（第6条関係）

項 目	内 容
調査研究費	会派が行う区の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動、区政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの区政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために要する経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務費	会派が行う活動に係る事務遂行に要する経費

別表第2（第6条関係）

項 目	内 容
調査研究費	議員が行う区の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	議員が行う活動、区政について住民に報告するために要する経費
広聴費	議員が行う住民からの区政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために要する経費
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務遂行に要する経費

政務活動費の交付に関する条例

別記様式第1号（第8条関係）

年 月 日

文京区議会議長 殿

会 派 名

経理責任者名



政 務 活 動 費 収 支 状 況 報 告 書

文京区議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、
下記のとおり 年度第 四半期の政務活動費の収支の状況を報告します。

記

(収 入)

項 目	金 額 (円)
第 四半期からの繰越し	
第 四半期政務活動費	
収 入 合 計	

(支 出)

項 目	金 額 (円)	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 費		
支 出 合 計		

(残 額)

第 四半期～繰越し	円
-----------	---

記様式第2号（第8条関係）

年 月 日

文京区議会議長 殿

議 員 名



政 務 活 動 費 収 支 状 況 報 告 書

文京区議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、
下記のとおり 年度第 四半期の政務活動費の収支の状況を報告し
ます。

記

(収 入)

項 目	金 額 (円)
第 四半期からの繰越し	
第 四半期政務活動費	
収 入 合 計	

(支 出)

項 目	金 額 (円)	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 費		
支 出 合 計		

(残 額)

第 四半期へ繰越し	円
-----------	---

政務活動費の交付に関する条例

別記様式第3号 (第9条関係)

年 月 日

文京区議会議長 殿

会 派 名

経理責任者名



政 務 活 動 費 収 支 報 告 書

文京区議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、
下記のとおり 年度の政務活動費の収支を報告します。

記

(収 入)

項 目	金 額 (円)
年度政務活動費	

(支 出)

項 目	金 額 (円)	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 費		
支 出 合 計		

(残余金額)

残 余 金 額	円
---------	---

別記様式第4号 (第9条関係)

年 月 日

文京区議会議長 殿

議 員 名 ㊟

政 務 活 動 費 収 支 報 告 書

文京区議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、
下記のとおり 年度の政務活動費の収支を報告します。

記

(収 入)

項 目	金 額 (円)
年度政務活動費	

(支 出)

項 目	金 額 (円)	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 費		
支 出 合 計		

(残余金額)

残 余 金 額	円
---------	---

文京区議会政務活動費の交付に関する条例 施行規則

(平成二十五年二月二十七日 規則第四号)
改正 令和三年三月三十一日 規則第二十三号

(趣旨)

第一条 この規則は、文京区議会政務活動費の交付に関する条例（平成二十五年二月文京区条例第二号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第二条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(交付申請)

第三条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度の初めに区長に対し、議長を経由して別記様式第一号により政務活動費交付申請書を提出しなければならない。この場合において、交付申請は所属議員の全員に係る額について行うものとする。

2 会派の代表者は、前項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、区長に対し、議長を経由して別記様式第二号により政務活動費交付変更申請書を提出しなければならない。

3 第一項の申請を行った会派に所属する議員は、次条の申請を行うことができない。

第四条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度の初めに区長に対し、議長を経由して別記様式第三号により政務活動費交付申請書を提出しなければならない。

2 前項の申請を行った議員が所属する会派は、前条の申請を行うことができない。

(交付決定)

第五条 区長は、毎年度、前二条の規定により申請のあった会派又は議員について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者又は議員に対し、別記様式第四号による交付決定通知書により通知するものとする。

(交付請求)

第六条 会派の代表者又は議員は、区長に対し会派に係るものは別記様式第五号、議員に係るものは別記様式第六号により、政務活動費交付請求書を提出するものとする。

(収支状況報告書等の写しの送付)

第七条 議長は、条例第八条の規定により提出された収支状況報告書等及

び条例第九条の規定により提出された収支報告書等の写しを区長に送付するものとする。

(現金出納簿等の整理及び保管)

第八条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者又は議員は、政務活動費の支出について別記様式第七号により政務活動費現金出納簿を調製するとともに、証拠書類を整理し、条例第九条に規定する収支報告書の提出期限の日から起算して五年を経過する日まで保管しなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年三月一日から施行する。
(文京区議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の廃止)
- 2 文京区議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成十三年三月文京区規則第二号）は、廃止する。

付 則(令和三年三月三十一日規則第二十三号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別記様式第1号（第3条関係）

年 月 日

文京区長 殿

会派名
代表者名

政務活動費交付申請書

文京区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派結成年月日
- 3 会派代表者名
- 4 経理責任者名
- 5 所属議員数 名（ 月 日現在）
- 6 交付申請額 （ 年度分） 円

別記様式第2号（第3条関係）

年 月 日

文京区長 殿

会 派 名
代表者名

政務活動費交付変更申請書

文京区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
会 派 の 名 称			
会 派 代 表 者 名			
経 理 責 任 者 名			
所 属 議 員 数			
交付申請額（ 年度分）	円	円	

別記様式第4号（第5条関係）

年 月 日

(会派代表者名) 様
(議員名)

文京区長



政務活動費交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について、下記のとおり決定したので、文京区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条の規定により通知します。

記

1 年度政務活動費交付決定額（年額） 円

年 月 日

文 京 区 長 殿

会 派 名

代 表 者 名

印

政 務 活 動 費 交 付 請 求 書

文京区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

- 1 金 円（ 月分）
- 2 交付の基準日における所属議員数 名

別記様式第6号（第6条関係）

年 月 日

文京区長 殿

議員 名

⑩

政務活動費交付請求書

文京区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 金 円（ 月分）

文京区議会議員証及び議員記章に関する規程

(平成六年十二月九日 議会議長訓令第一号)
改正 平成十五年三月三十一日 議会議長訓令第三号
改正 平成二十三年三月一日 議会議長訓令第三号
改正 令和元年六月二十一日 議会議長訓令第一号
改正 令和三年三月二十六日 議会議長訓令第一号
改正 令和五年三月十三日 議会議長訓令第一号

(通則)

第一条 文京区議会議員（以下「議員」という。）の身分を証明するため交付する文京区議会議員証（以下「議員証」という。）及び文京区議会議員記章（以下「議員記章」という。）については、この規程の定めるところによる。

(様式)

第二条 議員証は、別記様式第一号のとおりとし、議員記章は、別図のとおりとする。

(交付等)

第三条 議員証及び議員記章は、任期の始めに交付する。

2 前項の規定により交付された議員証及び議員記章は、他の者に貸与し又は譲渡してはならない。

(着用)

第四条 議員は、議会活動に際しては、議員記章を着用するものとする。

(再交付)

第五条 議員証又は議員記章を紛失し、汚損し、又は議員証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに再交付申請書（別記様式第二号）により議長に届出をし、再交付を受けなければならない。

2 議員は、前項の規定により議員記章の再交付を受けるときは、実費相当額を負担しなければならない。

(議員証の返還)

第六条 議員は、任期が満了し、又はその資格を失ったときは、速やかに議員証を返還しなければならない。

(委任)

第七条 この規程に定めのない事項については、議長が定める。

付 則




この規程は、平成六年十二月二十日から施行する。

付 則（令和五年三月十三日 議会議長訓令第一号）

この規程は、令和五年五月一日から施行する。

別記様式第1号

(表)

上半身 写真	 議 員 証 
	氏 名
	住 所 文京区 丁目 番 号
	生年月日 年 月 日
	議員番号
	上記の者は、文京区議会議員であることを証明する。
	年 月 日発行
	文 京 区 議 会 議 長  印

(日本産業規格Ⅱ型)

(裏)

注 意 事 項
1 この議員証の記載事項は、訂正しない。訂正したものは、無効とする。
2 この議員証の有効期限は、 年 月 日とする。
3 この議員証を第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。
4 その他この議員証の取扱いに関しては、文京区議会議員証及び議員記章に関する規程に定めるとおりとする。

別記様式第2号

議員証及び議員記章再交付申請書

文京区議会議長 殿

文京区議会議員証及び議員記章に関する規程第5条の規定に基づき

下記により { 議員証
議員記章 } の再交付を申請します。

平成 年 月 日

氏 名

記

理 由

(1) 紛 失

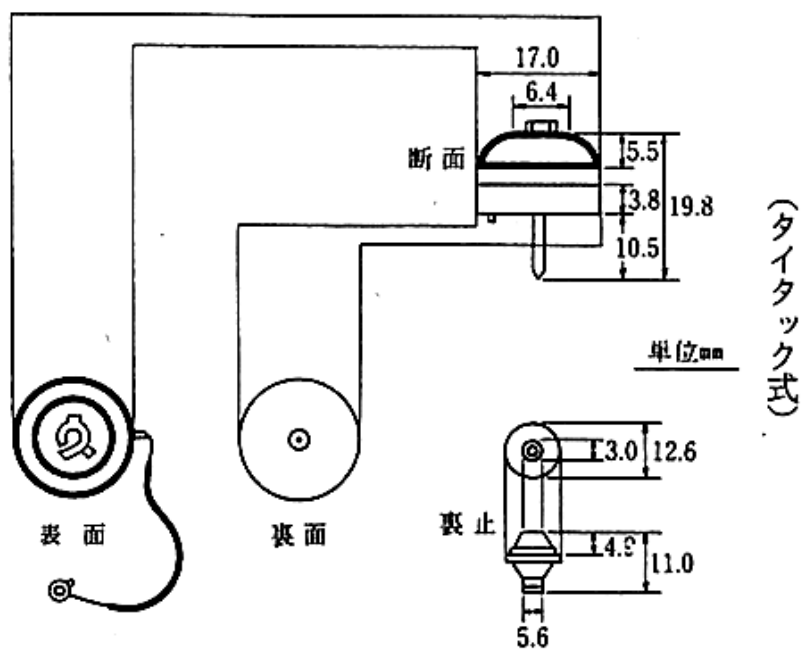
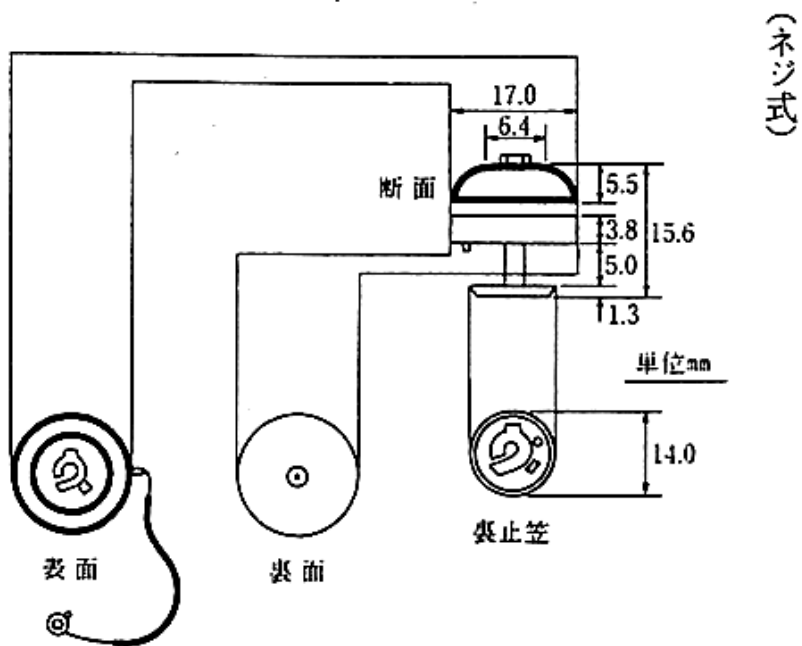
(2) 汚 損

(3) 記載事項の変更
(新)

(旧)

別図

地質	10金製 エンジモール
大きさ	下記のとおり
表面	芯(区章)
裏面	台皿に文京区議会議員記章
止笠	区章(金張)



議員記章着用に関する特例について

(令和三年五月十一日 二〇二一文議第四百号)

議会運営委員会の決定に基づき、議員が上着を着用せずに議会活動を行う場合は、文京区議会議員証及び議員記章に関する規程（平成6年12月文京区議会議長訓令第1号）第4条の規定にかかわらず、議員記章を着用しないことができるものとする。

文京区議会議長交際費の支出基準

(平成二十三年三月一日 二二文議第一三二七号)
改正 平成三十年三月二十二日 二九文議第一〇八二号

(趣旨)

第1条 この基準は、文京区議会議長（以下「議長」という。）が文京区議会を代表し、区民等との友好又は信頼関係の維持増進を図ることを目的として行う交際に要する経費（以下「議長交際費」という。）の支出について、必要な事項を定めるものとする。

(議長交際費の支出)

第2条 議長は、文京区議会の交際上特に必要と認める場合に、予算の範囲内で議長交際費を支出する。

(議長交際費の支出範囲)

第3条 議長交際費の支出の範囲は、次の各号に掲げるとおりとし、社会通念上妥当と認められる範囲において支出する。

- 一 慶祝 記念式典、行事等に対するお祝い等をいう。
- 二 弔意 香典、供花料等をいう。
- 三 見舞い 病気、災害、事故等に対する見舞いをいう。
- 四 会費等 構成員として支出する会費及び懇親等を目的とする会合の参加費をいう。
- 五 接遇 来客の茶菓等に要する経費をいう。
- 六 その他 前各号に掲げるもののほか、議長が特に支出する必要があると認めた場合の支出をいう。

(慶祝に係る支出の相手方及び支出限度額)

第4条 慶祝に係る支出の相手方は、現職区議会議員、元区議会議員、文京区名誉区民条例（昭和52年4月文京区条例第3号）に定める名誉区民（以下「名誉区民」という。）、文京区表彰規則（昭和44年10月文京区規則第42号）に定める特別区政功労者及び区民栄誉賞授与者（以下「特別区政功労者等」という。）その他文京区議会及び区政に著しい功績を挙げた者並びに区政関係団体等の役員等とし、支出限度額は2万円とする。ただし、現職区議会議員及び元区議会議員に対する慶祝については、文京区議会及び区政における功績が顕彰された場合に限る。

(弔意に係る支出の相手方及び支出限度額)

第5条 弔意に係る支出の相手方及び支出限度額は、別表に定める基準のとおりとする。

(見舞いに係る支出の相手方及び支出限度額)

第6条 見舞いに係る支出の相手方は、現職区議会議員、元区議会議員、名誉区民、特別区政功労者等その他文京区議会及び区政に著しい功績を挙げた者並びに区政関係団体等の役員等とし、支出限度額は1万円とす

る。

(会費等に係る支出)

第7条 議長は、地域住民等で組織している団体で、その団体の設立趣旨、運営方針及び会員構成等から、事業への協力や円滑な運営のために特に加入する必要があると判断したものについては、その構成員となり会費を支出できるものとする。

2 議長は、地域住民等で組織している団体が行う懇親等を目的とする会合について、開催趣旨、出席者、区政との関わり等を十分に勘案の上、文京区議会及び区政運営上有益な交際を目的とする会合と判断した場合には会費を支出できるものとする。

3 前2項の場合における議長交際費の支出限度額は、会費相当額とする。

(接遇に係る支出)

第8条 議長は、民間の有識者、各種団体及び他議会との意見交換や情報収集を目的とした来客者に対する接遇に要する経費を支出できるものとする。

2 前項の場合においては、目的、内容、相手方等を十分勘案し、適切な場所で、必要最小限の参加者となるよう配慮し、支出額についても、社会通念上妥当と認められる範囲内でなければならない。

(支出に係る運用指針)

第9条 議長は、議長交際費の支出が公費であることに鑑み、支出時に返礼等は受け取らない旨の表示をする。

2 議長は、議長交際費の支出の公正と透明性を高めるため、本基準とともに月ごとの支出内容及び支出金額を区のホームページで公開する。

3 議長は、議長交際費の支出に係る行政情報の開示請求があった場合には、お見舞い先の個人名を除き全面開示を行う。ただし、ホームページ上に支出先の個人名を掲載することによる第三者からの個人の権利・利益の不当な侵害を防ぐため、ホームページ上は原則として個人名を削除したものを掲載する。

4 議長は、社会経済情勢の変化等を十分考慮し、この基準の適正な執行に努めるとともに、適宜見直しを行うものとする。

付 則

1 この基準は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 この基準の制定に伴い、議長交際費の支出基準（一二文議発第一〇八四号平成十二年十月三十日議長決定）は廃止する。

付 則（二九文議第一〇八二号平成三十年三月二十二日議長決定）

この基準は、平成三十年四月一日から施行する。

別表（第5条関係）

弔意に関する支出基準

区分	事項	支出限度額	備考
現職区議会議員	香典 生花又は花環	30,000円 時価	
同 配偶者又は 実父母、子	香典 生花又は花環	10,000円 時価	
元区議会議員	香典 生花又は花環	10,000円 時価	
同 配偶者又は 実父母、子	香典 生花又は花環	5,000円 時価	
名誉区民	香典 生花又は花環	別途協議 時価	
同 配偶者又は 実父母、子	香典 生花又は花環	別途協議 時価	
特別区政功労者等	香典 生花又は花環	10,000円 時価	
同 配偶者又は 実父母、子	香典 生花又は花環	5,000円 時価	
その他	香典 生花又は花環	10,000円 時価	
同 配偶者又は 実父母、子	香典 生花又は花環	5,000円 時価	

(注) 「その他」とは、別表中の他の区分に該当しないもので、文京区議会及び区政に著しい功績を挙げた者並びに区政関係団体等の役員等をいう。

副議長の議長と共に出席する会合の会費について

(平成二十四年十月十七日 議会運営委員会決定)

- 一 副議長が、その役職をもって議長と共に出席する会合の会費については、議長交際費から支出できるものとする。ただし、次に掲げる会合で、出席案内状等による副議長への出席依頼があった場合に限る。
 - 1 町会連合会、商店街連合会などの地域住民等で組織している団体の連合体の会合
 - 2 幼稚園、小学校及び中学校などの周年行事の祝賀会
 - 3 花の五大まつりの懇親会等
 - 4 その他、議長が議長交際費を支出する必要があると認めた会合
- 二 この決定は、平成二十四年十一月一日から実施する。

文京区議会地震等災害対策本部設置要綱

(昭和六十年三月三十日 議長制定)

改正 平成二十一年三月二十四日二〇文議第一二五二号

改正 平成二十三年三月十一日二二文議第一三六七号

改正 平成二十三年五月三十日二三文議第二三〇号

改正 平成二十四年三月三十日二三文議第一五〇三号

改正 平成二十七年三月二十五日二六文議第一〇二三号

改正 令和二年一月三十一日二〇一九文議第一〇〇七号

(趣旨)

第一条 この要綱は、文京区議会地震等災害対策本部（以下「本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 文京区議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の大災害により文京区災害対策本部（以下「区対策本部」という。）が設置された場合において、これに協力するため必要があると認めるときは、文京区議会内に本部を設置する。

(設置)

第三条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

4 本部員は、次の期間に応じて別表第一に掲げる職にある者をもって充てる。

一 発災期 災害の発生の直後（以下「発生直後」という。）から三時間以内の期間をいう。

二 初動期 発生直後から三時間を超え、七十二時間以内の期間をいう。

三 中期 発生直後から七十二時間を超え、災害の発生した日（以下「発生日」という。）から起算して七日目までの期間をいう。

四 後期 発生日から起算して八日目以後の期間をいう。

5 本部員は、本部長の命を受け本部の事務に従事する。

(所掌事務)

第四条 本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

一 文京区の地域に係る災害が発生した場合において、情報を収集し、区対策本部と密接な連絡を取ること。

二 区対策本部と協力し、円滑な災害対策の推進を図ること。

三 被災地及び避難所等の状況調査を行うこと。

(職務代理)

第五条 議長が本部長の任に就けない場合若しくは副議長が副本部長の

任に就けない場合又は本部長若しくは副本部長に欠員が生じたときは、別表第二の順位に従い、それぞれの職務を代理する。

(議員の対応)

第六条 文京区議会議員（本部が設置された場合は、本部長、副本部長及び本部員を除く。第三項において同じ。）の所掌事務は、第三条第四項各号に掲げる期間に応じて定める。

2 発災期及び初動期において、文京区議会議員（本部が設置された場合は、本部長及び副本部長を除く。）は、自らの安否及び居所又は連絡場所を区議会事務局（本部が設置された場合は、本部）に報告し、連絡体制を確立するものとする。

3 文京区議会議員の所掌事務は、別表第三のとおりとする。

(班)

第七条 後期においては、本部に総務区民班、厚生班、建設班及び文教班を置く。

2 各班は、班長、副班長及び班員をもって構成する。

3 班長は、班を代表し、その事務を総括する。

4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときはその職務を代理する。

5 班長、副班長及び班員は、別表第四に掲げる職にある者をもって充てる。

6 各班の所掌事務は、別表第五のとおりとする。

(区議会事務局の対応)

第八条 区議会事務局長は、区対策本部の会議等に参加し、本部からの要請等を報告するとともに、情報収集に努め、本部に情報を提供する。

2 区議会事務局職員は、本部の事務を補助する。

(本部の場所)

第九条 本部は、文京シビックセンター23階議会会議室に置く。

2 前項の場所が使用できない場合は、区対策本部と協議し、本部長が別に定める。

(本部の廃止)

第十条 本部長は、次のいずれかに該当する場合に、本部を廃止することができる。

一 区対策本部が廃止されたとき。

二 定例議会又は臨時議会が開かれたとき。

三 本部の職務を常任委員会等に引き継ぐことが適当であると認められるとき。

(委任)

第十一条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和二年二月一日から施行する。

別表第一（第三条関係）

期 間	構 成 員
発 災 期 初 動 期	各会派幹事長
中 期	各会派幹事長 議会運営委員会委員長 災害対策調査特別委員会委員長
後 期	各会派幹事長 議会運営委員会委員長 災害対策調査特別委員会委員長 各常任委員会委員長

別表第二（第五条関係）

順 位	議長（本部長）の職務を代理する者	副議長（副本部長）の職務を代理する者
第一位	副議長	議会運営委員会委員長
第二位	議会運営委員会委員長	総務区民委員会委員長
第三位	総務区民委員会委員長	厚生委員会委員長
第四位	厚生委員会委員長	建設委員会委員長
第五位	建設委員会委員長	文教委員会委員長
第六位	文教委員会委員長	—

別表第三（第六条関係）

期 間	所 掌 事 務
発 災 期 初 動 期	被災地における救出・救護活動に関すること。
中 期	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部及び区対策本部の情報交換に関すること。 二 被災地及び避難所等における調査に関すること。 三 被災地及び避難所等における情報収集及び要請事項の報告に関すること。 四 被災者に対する相談及び助言に関すること。
後 期	第七条第六項に規定する各班の所掌事務に関すること。

別表第四（第七条関係）

班 名	班 長	副 班 長	班 員
総務区民班	総務区民委員会 委員長	総務区民委員会 副委員長	総務区民委員会委員（委員長及び副委員長を除く。）
厚 生 班	厚生委員会委員長	厚生委員会副委員 長	厚生委員会委員（委員長及び副委員長を除く。）
建 設 班	建設委員会委員長	建設委員会副委員 長	建設委員会委員（委員長及び副委員長を除く。）
文 教 班	文教委員会委員長	文教委員会副委員 長	文教委員会委員（委員長及び副委員長を除く。）

別表第五（第七条関係）

班 名	所 掌 事 務
総務区民班	区対策本部の災対本部事務局、災対情報部、災対総務部、災対区民部及び避難所運営部に関すること。
厚 生 班	区対策本部の医療救護部及び災対福祉部に関すること。
建 設 班	区対策本部の災対復旧部及び災対土木部に関すること。
文 教 班	区対策本部の災対保育部及び災対教育部に関すること。

〔文京区議会地震等災害対策行動マニュアル(1)〕

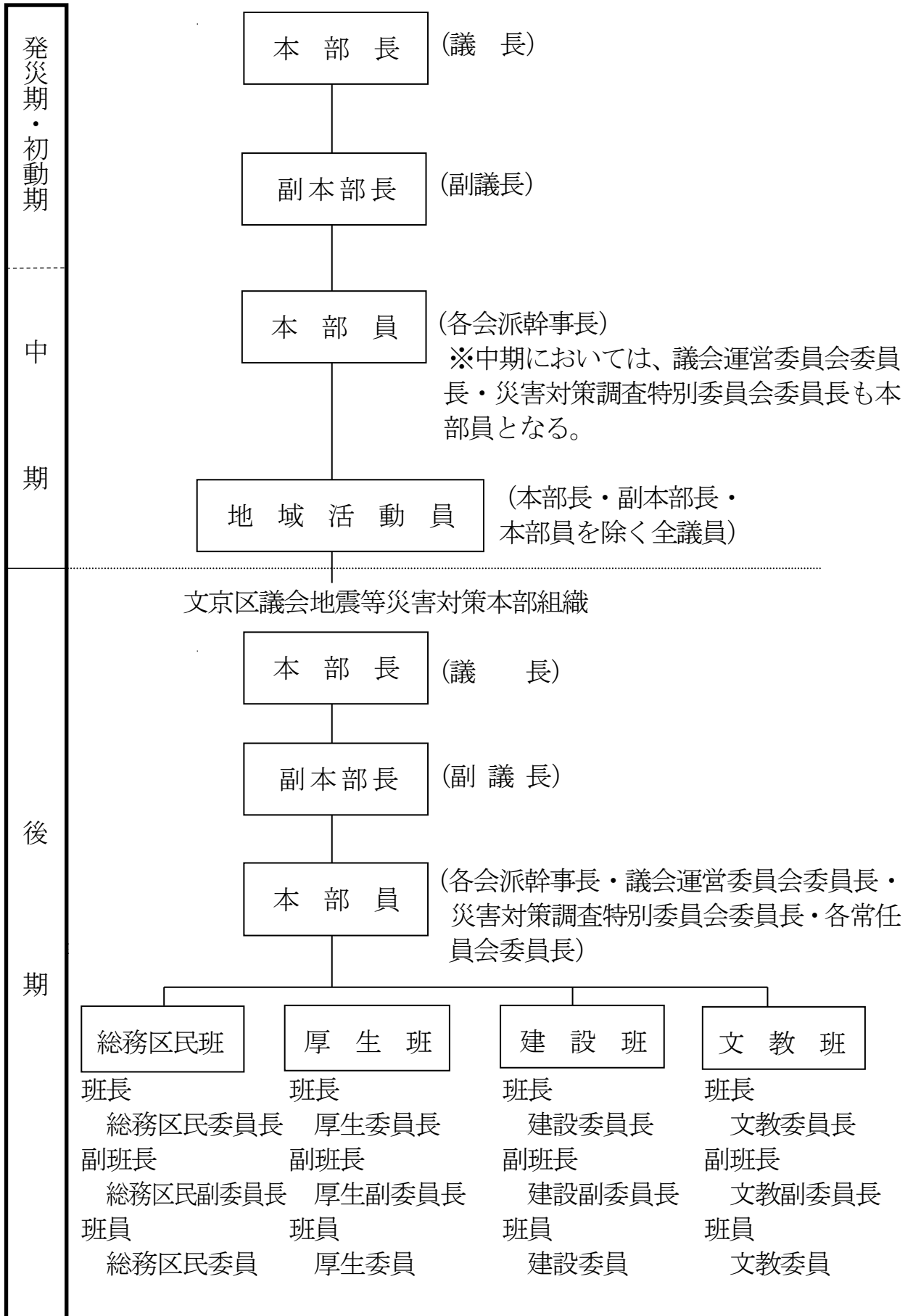
災 害 時 の 行 動	
発 災 期 ・ 初 動 期	<p>【本部及び議員の対応】</p> <p>(1) 議長、副議長、区議会事務局長及び区議会事務局職員は、文京区において、震度5弱以上の地震が観測された場合又は風水害等による大規模な被害が確認された場合は、速やかに文京シビックセンターに参集する。</p> <p>(2) 議長は、文京区災害対策本部（以下「区対策本部」という。）の設置を確認し、これに協力するため必要があると認めるときは、文京区議会地震等災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。</p> <p>(3) 文京区議会議員（本部が設置された場合は、本部長、副本部長を除く。発災期・初動期において「議員」という。）は、文京区において、震度5弱以上の地震が観測された場合又は風水害等による大規模な被害が確認された場合は、本部の設置状況を確認するとともに、自らの安否及び居所又は連絡場所を区議会事務局（本部が設置された場合は、本部）に速やかに連絡する。連絡のない議員に対しては、区議会事務局から安否等の確認を行う。連絡方法は、電話、災害用伝言ダイヤル、メール及び文京シビックセンターへの参集等とする。</p> <p>(4) 議員は、各地域における救助活動等を行う。</p> <p>【本会議（委員会）中における議会の対応】</p> <p>(1) 議長（委員長）は、会議（委員会）の継続が困難であると認めるときは、直ちに休憩又は延会（散会）を宣告する。</p> <p>(2) 議長（委員長）は、議場（委員会室）から避難する必要があると認めるときは、傍聴人を安全な場所へ避難誘導するとともに、出席議員及び出席説明員に対し、速やかに避難するよう指示する。</p>

中期	<p>【本部及び議員の対応】</p> <p>(1) 本部長、副本部長、本部員、区議会事務局長及び区議会事務局職員は、原則として、各日、午前10時までに文京シビックセンターに参集する。</p> <p>(2) 本部は、原則として午前10時から開催し、本部長及び区議会事務局長から区対策本部の情報等の報告を受けるとともに、今後の活動方針やスケジュールなどを協議する。</p> <p>(3) 本部は、文京区議会議員（本部長、副本部長及び本部員を除く。中期において「議員」という。）に対し、随時、区対策本部からの正確で新しい情報を提供する。</p> <p>(4) 議員は、本部の協議結果に基づき、担当する被災地及び避難所等に赴き、被災状況等の調査を行う。</p> <p>(5) 議員は、担当する被災地及び避難所等での調査結果及び要請事項等を本部長に報告する。</p> <p>(6) 本部長及び区議会事務局長は、議員の調査結果、要請事項等を取りまとめ、区議会事務局長が区対策本部に報告する。</p> <p>(7) 議員は、担当地域における被災者に対する相談及び助言等を行う。</p>
後期	<p>【本部の対応】</p> <p>(1) 区対策本部と連携して、復旧及び復興に向けた区の実施等を検討する。</p> <p>(2) 本部に、総務区民班、厚生班、建設班、文教班を置き、被災地の現地調査、区民との意見交換等を行い、文京区議会地震等災害対策本部設置要綱第7条第6項に規定する各班の所掌事務に係る復旧及び復興に必要な施策、国、東京都等の関係機関に対する要望等を取りまとめる。</p> <p>【議会の対応】</p> <p>(1) 全員協議会を開催する。</p> <p>(2) 災害対策調査特別委員会を開催する。</p> <p>(3) 被災地及び避難所等の視察を行う。</p> <p>(4) 区へ要請を行う。</p> <p>(5) 国、東京都等へ要望等を行う。</p> <p>(6) 定例議会又は臨時議会を開く。</p>

風水害時の行動	
区臨時水害対策本部設置前	<p>【議員及び事務局の対応】</p> <p>(1) 豪雨、洪水等により、区の地域に水害が発生する可能性があることが明らかになった場合、議長、副議長及び区議会事務局長は、区が発信する関連情報を元に、今後の対応等を協議する。</p> <p>(2) 議長は、協議の上決定した今後の対応等を各会派幹事長に伝達し、各会派幹事長はその内容を会派内の議員に伝達する。</p> <p>(3) 議員は、各地域において区民等に対して相談及び助言等を行う。</p> <p>(4) 区議会事務局職員は、議長及び区議会事務局長を補助する。</p>
区臨時水害対策本部設置後	<p>【議員及び事務局の対応】</p> <p>(1) 議長は、文京区臨時水害対策本部（以下「区臨時水対本部」という。）の設置を確認した時点において、副議長、各会派幹事長、区議会事務局長及び区議会事務局職員に対して本部設置の可能性も想定した注意喚起を行う。</p> <p>(2) 議長は、区議会事務局長を区臨時水対本部にオブザーバーとして参加させ、情報収集を行い、随時、その情報を副議長及び各議員に伝達する。</p> <p>(3) 議長は、個別に議員からの要請事項等があれば、これを取りまとめ、区議会事務局長が区臨時水対本部に伝達する。</p> <p>(4) 議員は、各地域において区民等に対して相談及び助言等を行う。</p> <p>(5) 区議会事務局職員は、議長及び区議会事務局長を補助する。</p> <p>(6) 議会が本部を設置した以降は、本マニュアルの「発災期・初動期」の対応に移行する。</p>

〔文京区議会地震等災害対策行動マニュアル(2)〕

文京区議会地震等災害対策本部組織



文京区議会議員防災服等貸与規程

(昭和五十三年六月十七日 議会議長訓令甲第一号)
改正 昭和五十七年四月一日 議会議長訓令甲第一号
改正 平成十五年三月三十一日 議会議長訓令第二号

(目的)

第一条 この規程は、災害対策活動等に用いる防災服等を文京区議会議員(以下「被貸与者」という。)に対し、貸与することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与品目及び数量)

第二条 貸与品目及び数量は、次のとおりとする。

品 目	数 量
防寒衣	一 着
防災服(上下)	一 着
保安帽(ヘルメット)	一 個
作業帽	一 個
安全靴	一 足
軍 手	五 双
雨 衣	一 着
長 靴	一 足

(貸与期間)

第三条 貸与期間は、議員の任期とする。

(再貸与)

第四条 貸与期間内において、貸与品を亡失又はき損したため代品を要すると議長が認めたときは、再貸与することができる。

(貸与品の取扱)

第五条 被貸与者が貸与期間満了前において、議員の職を失ったときは、当該貸与品を返納しなければならない。ただし、止むを得ない事由により、貸与品を返納することができないときは、この限りでない。

(その他)

第六条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、議長が定める。

付 則 (平成十五年三月三十一日 議会議長訓令第二号)

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

全国市議会議長会特別表彰者の取扱いについて

(平成十五年十一月二十七日 議会運営委員会決定)

- 一 全国市議会議長会表彰規程に基づく在職二十年、三十年、四十年及び五十年の特別表彰を受けた議員があるときは、直近の定例会の本会議終了後に、議場において、表彰状伝達式を行うこととする。
なお、直近の定例会の時点で、議員の職にない者についても同様に取扱うこととする。

- 二 議長は、前項により表彰状の伝達を受けた全国市議会議長会表彰者の銘板を作成し、議会に掲示することとする。

3 区議会事務局

文京区議会事務局条例

(昭和五十年十月二日 条例第六十二号)
改正 平成十四年十二月六日 条例第五十一号

(事務局の設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条第二項の規定に基づき、文京区議会の事務を処理するため、事務局（以下「局」という。）を置く。

(職員の定数)

第二条 局の職員の定数は、文京区職員定数条例（昭和五十年三月文京区条例第四号）の定めるところによる。

(委任)

第三条 この条例の施行について必要な事項は、議長が別にこれを定める。

付 則

- 1 この条例は、昭和五十年十月二日から施行する。
- 2 東京都文京区議会事務局設置条例（昭和二十八年一月文京区条例第六号）は、廃止する。

付 則（平成十四年十二月六日 条例第五十一号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

文京区議会事務局処務規程

(昭和五十一年九月一日 議会議長訓令甲第一号)
改正 平成十五年三月三十一日 議会議長訓令第二号
改正 平成十九年三月一日 議会議長訓令第一号
改正 平成二十三年三月一日 議会議長訓令第一号
改正 平成二十四年三月三十日 議会議長訓令第一号
改正 平成二十五年三月二十九日 議会議長訓令第二号
改正 平成二十五年十一月二十九日 議会議長訓令第三号
改正 平成三十年三月二十二日 議会議長訓令第一号
改正 令和七年三月二十五日 議会議長訓令第一号

(目的)

第一条 この規程は、文京区議会事務局（以下「局」という。）の組織及び局の事務を処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(係及び課務担当主査の設置)

第二条 局に次の係及び課務担当主査を置く。

庶務係

課務担当主査

(分掌事務)

第三条 係及び課務担当主査の分掌事務は、次のとおりとする。

庶務係

- 一 公印の管守に関する事。
- 二 文書の受発、審査及び保存に関する事。
- 三 議会の情報公開に関する事。
- 四 職員の人事及び給与に関する事。
- 五 予算、決算及び経理に関する事。
- 六 物品の調達及び保管に関する事。
- 七 議場及び会議室等の管理に関する事。
- 八 議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する事。
- 九 議員待遇者に関する事。
- 十 他の係に属しない事。

課務担当主査

- 一 本会議及び委員会に関する事。
- 二 議案その他付議事件の立案等に関する事。
- 三 議決事項の処理に関する事。
- 四 請願及び陳情に関する事。
- 五 会議記録に関する事。
- 六 議事関係法令等の調査に関する事。

- 七 議会の広報に関すること。
- 八 議会図書室に関すること。
- 九 各種資料の作成に関すること。
- 十 議会活性化に関すること。
- 十一 その他議事及び調査に関すること。

課務担当主査

- 一 秘書事務に関すること。
- 二 交際及び接遇に関すること。
- 三 法規、内規等に関すること。
- 四 その他議会の調整に関すること。

(職員)

第四条 局に次の職員を置く。

- 一 事務局長
 - 二 係長及び課務担当主査
 - 三 その他の職員
- 2 前項の職員のほか、係に主査を置くことができる。

(職員の職責)

第五条 事務局長は、議長の命を受け、局の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

- 2 係長及び課務担当主査は、上司の命を受け、係の事務又は担任の事務を処理する。
- 3 主査は、上司の命を受け、係の事務又は課務担当主査の担当事務のうち、特定の事務を処理する。
- 4 前三項に定める職員以外の職員は、上司の命を受け、担当事務に従事する。

(職名の構成)

第六条 職員の職名は、職層名及び職務名による。

- 2 職層名は、参事及び主事とする。
- 3 参事は事務局長の、主事は事務局長を除く職員の職層名とする。
- 4 職務名は一般事務とする。ただし、事務局長並びに係長、課務担当主査及び主査の職務名については、その名称をもつて職務名に代えるものとする。

(事案決定)

第七条 事案の決定は、別に定めのあるものを除き、議長又は事務局長が行うものとする。

- 2 前項の規定により、議長又は事務局長が決定すべき事案は、別に定める。

(事案決定の臨時代行)

第八条 議長が出張その他の理由により不在であるときは、副議長がその事案の決定を臨時代行することができる。

- 2 事務局長が出張又は休暇その他の理由により不在であるときは、事務局長があらかじめ指定する係長又は課務担当主査がその事案の決定を臨時代行することができる。
- 3 前二項の規定により決定できる事案は、特に至急に処理しなければならない事案とする。ただし、特に重要又は異例の事案については、決定権者の臨時代行をすることができない。
- 4 重要な事案に関し、決定権者の臨時代行を行つた者は、その事案について、決定権者に報告しなければならない。

(起案)

第九条 起案は、起案者が事案の内容を文京区行政情報管理規則（平成二十五年十一月文京区規則第七十五号）第二条第二号に規定する文書管理システムに入力し、起案した旨を電磁的に表示し、記録することにより行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、軽易な事案に係る起案については、当該事案に係る文書の余白に次に掲げる事項を記載して行うことができる。
 - 一 文書記号及び文書番号
 - 二 情報公開及び個人情報に係る第一次判定等
 - 三 その他議長が必要があると認めた事項

(文書分類基準及び保存年限)

第十条 文書の文書分類基準及び保存年限は、別に定める。

(行政情報管理責任者及び行政情報管理補助者)

第十一条 局に行政情報管理責任者及び行政情報管理補助者を置く。

- 2 行政情報管理責任者は事務局長を、行政情報管理補助者は庶務係長をもつて充てる。

(準用)

第十二条 この規程に定めのない事項については、区役所の定める例による。

付 則

- 1 東京都文京区議会事務局処務規程（昭和三十九年七月十五日制定）は、廃止する。

付 則（令和七年三月二十五日 議会議長訓令第一号）

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

文京区議会事務局事案決定基準

(平成十七年三月三十一日 一六文議第一三七五号)

(目的)

第一条 この基準は、文京区議会事務局処務規程（昭和五十一年九月一日議会議長訓令甲第一号）第七条の規定に基づき、議長又は局長が決定すべき事案について定めることを目的とする。

(決定事案)

第二条 議長又は局長が決定すべき事案については、次表のとおりとする。

議 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 局務の運営に係る基本的な方針及び計画の策定、変更又は廃止に関すること。 2 所属職員の任命に関すること。 3 議長の権限に属する会議の運営に関すること。 4 議員提出議案の提案手続に関すること。 5 局長の旅行命令、職務に専念する義務の免除の承認、給与減額免除の承認、研修の命令、私事旅行、欠勤、休暇、育児休業及び部分休業の承認、休日勤務及び週休日の振替に関すること。 6 訓令、告示及び公告に関すること。 7 特に重要な事項に関する報告、進達及び副申に関すること。 8 特に重要な公表、申請、照会、回答及び通知に関すること。 9 情報公開及び個人情報保護に関すること。 10 特に重要な広報に関すること。 11 局長の事務引継の承認 12 前各号のほか、事務局に係る重要な事項に関すること。
局 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管事務事業の執行計画及び運営に関すること。 2 所属職員の配属及び事務分担に関すること。 3 所属職員の旅行命令、職務に専念する義務の免除の承認、給与減額免除の承認、研修の命令、私事旅行、欠勤、休暇、育児休業及び部分休業の承認、超過勤務の命令、休日勤務及び週休日の振替に関すること。 4 条例の制定又は改廃の立案請求に関すること。 5 定例的な事項に関する報告、進達及び副申に関すること。 6 定例的な公表、申請、照会、回答及び通知に関すること。 7 諸証明に関すること。 8 定例的な広報に関すること。 9 所属職員の事務引継の承認 10 前各号のほか、定例的な事項に関すること。

付 則

この基準は、平成十七年四月一日から施行する。

文京区議会個人情報の保護に関する条例

(令和五年三月一日 条例第十二号)
改正 令和七年十一月二十一日条例第四〇号

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、文京区議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含

まれる個人情報をいう。

- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第三章まで及び第六章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、文京区情報公開条例（平成十二年三月文京区条例第四号）第二条第二項に規定する行政情報（以下「行政情報」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。
 - 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
 - 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
 - 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
 - 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
 - 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれ

にも該当しないものをいう。

- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第九項に規定する特定個人情報をいう。
- 11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、行政情報に記録されているものに限る。
- 12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）別表第一に掲げる法人をいう。
- 13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

- 第三条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 議会は、保有個人情報の適正な管理及び安全確保を図るため、議長が定めるところにより個人情報の保護管理に係る責任者を置かなければならない。

第二章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

- 第四条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第十二条第二項第二号及び第三号並びに第四章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 議会は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
 - 3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

- 第五条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第六条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(不適正な取得の禁止)

第七条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第八条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第九条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第十条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第二項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第五十七条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第十一条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして別に定めるものが生じたときは、本人に対し、別に定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

二 当該保有個人情報に第二十一条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第十二条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することに

文京区議会個人情報の保護に関する条例

よって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - 二 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - 三 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第二条第八項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第二項第二号から第四号までの規定は適用しないものとし、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第十二条第二項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第十二条第二項第一号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第四十一条第一項第一号	又は第十二条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき	、第十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されていると

		き、番号利用法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号利用法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第二条第十項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第四十一条第一項第二号	第十二条第一項及び第二項	番号利用法第十九条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第十三条 議長は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第十四条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第十五条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第五十三条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

- 第十六条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
 - 3 前二項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第三章 個人情報事務登録簿及び個人情報ファイル

（個人情報事務登録簿）

- 第十七条 議長は、個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとするときは、当該事務について、あらかじめそれぞれ次に掲げる事項を個人情報事務登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。
- 一 事務の名称
 - 二 事務内容及び個人情報の利用目的
 - 三 対象となる個人の範囲
 - 四 事務において取り扱う個人情報の項目
 - 五 個人情報の保護管理に係る責任者
 - 六 前各号に掲げるもののほか、議長が定める事項
- 2 議長は、前項の規定により登録簿に登録した事務について、同項各号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ当該登録を修正しなければならない。
 - 3 議長は、第一項の規定により登録簿に登録した事務を廃止したときは、遅滞なく、当該登録を抹消しなければならない。

- 4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、議長は、緊急かつやむを得ない事由により、個人情報を取り扱う事務について、あらかじめ登録簿への登録又は登録の修正をすることができないときは、当該事務の開始後において、速やかに登録又は登録の修正をしなければならない。
- 5 議長は、登録簿を閲覧に供しなければならない。
 (個人情報ファイル簿の作成及び公表)
- 第十八条 議長は、別に定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。
- 一 個人情報ファイルの名称
 - 二 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - 三 個人情報ファイルの利用目的
 - 四 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第一号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第二号において「記録範囲」という。）
 - 五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
 - 六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - 七 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - 八 次条第一項、第三十三条第一項又は第四十一条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - 九 第三十三条第一項ただし書又は第四十一条第一項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- 一 次に掲げる個人情報ファイル
 - ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの
 - イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - ウ 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、

又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該
学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル
キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとし
て議長が定める個人情報ファイル

二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されて
いる記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであ
って、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこ
れらの事項の範囲内のもの

三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定
める個人情報ファイル

3 第一項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同
項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第四章 開示、訂正及び利用停止

第一節 開示

(開示請求権)

第十九条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続き)

第二十条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政情報の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りるものとして議長が定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議

長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第二十一条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 開示請求者（第十九条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十九条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められ

るもの

- 四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 議長が第二十五条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
 - イ 議長が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - キ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第二十二条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に非公開情報が含まれている場合において、非公開情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第二十三条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に非公開情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第二十四条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第二十五条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第五条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- 2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 議長は、前二項の規定により、保有個人情報の一部を開示する旨又は全部を開示しない旨の決定をする場合において、当該決定により開示しない部分についてその理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該決定の内容を通知する書面に当該期日を記載しなければならない。

(開示決定等の期限等)

第二十六条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第二十条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第二十七条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しな

なければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第二十八条 議長は、第二十六条第一項及び第二項並びに前条第一項に規定する各期間内において、速やかに開示決定等を行うよう努めなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第二十九条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第四十九条第二項第三号及び第五十条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、別に定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十五条第一項の開示決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、別に定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第二十一条第二号イ又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- 二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第二十三条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第四十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第三十条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うこと

ができる。

- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、別に定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第二十五条第一項の規定による通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第三十一条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（手数料）

第三十二条 この条例の規定による開示請求に係る手数料は、無料とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第三十条第一項の規定による開示の実施に係る写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

第二節 訂正

（訂正請求権）

第三十三条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第四十一条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料する時は、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 開示決定に係る保有個人情報であつて、第三十一条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

- 2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

（訂正請求の手續）

第三十四条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- 一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- 三 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第三十五条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第三十六条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限等）

第三十七条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第三十四条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第三十八条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長

及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第三十九条 議長は、第三十七条第一項及び第二項並びに前条第一項に規定する各期間内において、速やかに訂正決定等を行うよう努めなければならない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第四十条 議長は、第三十六条第一項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第三節 利用停止

（利用停止請求権）

第四十一条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一 第四条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六条の規定に違反して取り扱われているとき、第七条の規定に違反して取得されたものであるとき又は第十二条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第十二条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第四十二条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、

利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第四十三条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第四十四条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限等）

第四十五条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四十二条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第四十六条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第四十七条 議長は、第四十五条第一項及び第二項並びに前条第一項に規定する各期間内において、速やかに利用停止決定等を行うよう努めなければならない。

第四節 審査請求

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第四十八条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、

訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第四十九条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、文京区情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成五年三月文京区条例第八号）第一条に規定する文京区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 議長は、前項の規定により諮問したときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第二号において同じ。）

二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第五十条 第二十九条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第五章 雑則

(適用除外)

第五十一条 保有個人情報（非公開情報を専ら記録する行政情報に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第四節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第五十二条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第五十三条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審議会への諮問)

第五十四条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例（平成五年三月文京区条例第七号）第一条に規定する文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第五十五条 議長は、毎年一回、議会における個人情報保護制度の運用状況を公表しなければならない。

(委任)

第五十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

第六章 罰則

第五十七条 職員若しくは職員であった者、第九条第二項若しくは第十五条第五項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第五項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第五十八条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十条 前三条の規定は、区の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第六十一条 偽りその他不正の手段により、第二十五条第一項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

付 則（令和七年三月五日 条例第一号）

（施行期日）

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

付 則（令和七年十一月二十一日条例第四十号）

この条例は、公布の日から施行する。

文京区議会個人情報の保護に関する条例 等施行規程

(令和五年三月三十日 議会議長訓令第二号)

改正 令和七年十一月二十一日 議会議長訓令第二号

(趣旨)

第一条 この規程は、文京区議会個人情報の保護に関する条例（令和五年三月文京区条例第十二号。以下「条例」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規程において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第三条 条例第二条第二項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号
 - ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列
 - イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
 - ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
 - キ 指紋又は掌紋
- 二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十一項に規定する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番号
- 三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第十項に規定する保険者番号及び同条第十一項に規定する被保険者等記号・番号
- 四 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号
- 五 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）

- の番号及び同法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号
- 六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十五条第一項に規定する加入者等記号・番号等
 - 七 国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第二百二十八号）第一百二十二条の二第一項に規定する組合員等記号・番号等
 - 八 国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）第一百十一条の二第一項に規定する被保険者記号・番号等
 - 九 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第十四条に規定する基礎年金番号
 - 十 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号又は同法第九十五条の二第二項第一号の免許情報記録の番号
 - 十一 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百十二号）第一百四十四条の二十四の二第一項に規定する組合員等記号・番号等
 - 十二 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード
 - 十三 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
 - 十四 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十一条の二第一項に規定する被保険者番号等
 - 十五 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第八条第一項第三号の特別永住者証明書の番号
 - 十六 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十二条第三項の被保険者証の番号及び保険者番号
 - 十七 番号利用法第二条第五項に規定する個人番号
- （要配慮個人情報）

第四条 条例第二条第三項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- 一 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第一項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であ

るもの

- 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- 五 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（責任者等の設置）

第五条 条例第三条第二項の規定により、保有個人情報の適正な管理及び安全確保を図るための措置を総合的に推進するため、個人情報保護管理総括責任者を置く。

- 2 個人情報保護管理総括責任者は、区議会事務局長（以下「事務局長」という。）をもって充てる。
- 3 条例第三条第二項の規定により、保有個人情報の適正な管理及び安全確保を図るため、個人情報保護管理責任者を置く。
- 4 個人情報保護管理責任者は、第1項に規定する個人情報保護管理総括責任者がこれを兼ねるものとする。
- 5 個人情報保護管理責任者を補佐するため、個人情報保護事務取扱者を置く。
- 6 個人情報保護事務取扱者は、区議会事務局庶務係長をもって充てる。
- 7 事務局長は、個人情報保護事務取扱者の補助者として個人情報保護事務取扱補助者を指定する。
- 8 保有個人情報の適正な管理及び安全確保を図るための措置に関する監査を行うため、個人情報保護監査責任者を置く。
- 9 個人情報保護監査責任者は、事務局長をもって充てる。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第六条 条例第十一条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして別に定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

- 三 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 四 保有個人情報に係る本人の数が百人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第十一条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に規定する事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 概要
- 二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- 三 原因
- 四 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- 五 その他参考となる事項

(電磁的方法)

第七条 条例第十五条第四項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- 二 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- 三 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第八条 条例第十六条第二項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- 一 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- 二 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- 三 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(事務の登録等)

第九条 条例第十七条第一項第六号の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 登録日
- 二 事務開始年月日
- 三 収集の方法
- 四 個人情報の記録形態
- 五 前各号に掲げるもののほか、議長が登録の必要があると認めた事項

- 2 事務局長は、条例第十七条第一項の規定による登録をするときは、個人情報事務登録票（別記様式第一号）を作成するものとする。
- 3 条例第十七条第一項に規定する個人情報事務登録簿は、個人情報事務登録票をつづったものとする。
- 4 事務局長は、条例第十七条第二項の規定による修正及び同条第三項の規定による抹消をするときは、個人情報事務登録票の修正又は抹消をしなければならない。

（個人情報ファイル簿）

第十条 議長は、個人情報ファイル（条例第十八条第二項各号に掲げるもの及び同条第三項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第四項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿（単票）（別記様式第二号）を作成しなければならない。

- 2 条例第十八条第一項に規定する個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル簿（単票）をつづったものとし、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第十八条第二項第一号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを区議会事務局の事務室（以下「事務室」という。）に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第十八条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 条例第二条第五項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報ファイルの別

二 条例第二条第五項第一号に係る個人情報ファイルについて、第九項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

- 7 条例第十八条第二項第一号カの議長が定める数は、千人とする。
- 8 条例第十八条第二項第一号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

一 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア 区議会事務局の職員又は当該職員であった者

イ 条例第十八条第二項第一号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

二 条例第十八条第二項第一号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事

項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

- 9 条例第十八条第二項第三号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第二条第五項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第十八条第一項の規定による公表に係る条例第二条第五項第一号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(外部委託に関する措置)

第十一条 議会は、個人情報を取り扱う業務を外部の者に委託するときは、委託する業務、取り扱う個人情報の内容等に応じ、次に掲げる事項を契約書等に明記しなければならない。

- 一 秘密保持に関すること。
- 二 再委託の禁止又は制限に関すること。
- 三 再委託における条件に関すること。
- 四 第三者への提供の禁止に関すること。
- 五 作業場所からの持出しの禁止に関すること。
- 六 委託目的以外の利用の禁止に関すること。
- 七 複写及び複製の禁止又は制限に関すること。
- 八 委託者の検査及び調査に応ずる義務に関すること。
- 九 事故発生時における報告義務に関すること。
- 十 事故発生時における委託先の責任に関すること。
- 十一 委託期間終了後の個人情報の返却又は廃棄に関すること。
- 十二 個人情報を取り扱う従業者に関すること。
- 十三 従業者に対する監督及び教育に関すること。
- 十四 前各号に掲げる事項に違反し、又は怠った場合における受託者名の公表の措置及び損害賠償義務に関すること。
- 十五 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項

(再委託に関する措置)

第十二条 議会は、個人情報を取り扱う業務の委託を受けた者から当該業務の再委託に係る申請があったときは、再委託を受けようとする者の個人情報の安全管理が適切に図られていることを確認した上で、その諾否を決定しなければならない。

- 2 議会は、個人情報を取り扱う業務の再委託を認めたときは、再委託を受けた者及び更に再委託を受けた者に対して必要かつ適切な監督を行うよう、当該業務の委託を受けた者を監督しなければならない。

(保有個人情報の目的外利用の記録)

第十三条 議会は、条例第十二条第一項又は第二項第二号の規定により利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用したときは、目的外利用記録票（別記様式第三号）に記録しなければならない。

(特定個人情報の目的外利用の記録)

第十四条 議会は、条例第十二条第五項の規定により読み替えて適用する条例第十二条第二項第一号の規定により利用目的以外の目的のために議会が保有する特定個人情報を自ら利用したときは、特定

個人情報目的外利用・提供記録票（別記様式第四号）に記録しなければならない。

（提供の条件等）

第十五条 議会は、利用目的のために又は条例第十二条第二項第三号若しくは第四号の規定により保有個人情報を提供するときは、必要に応じて、次に掲げる事項を条件として付さなければならない。

- 一 秘密保持に関する事。
- 二 提供の目的以外の利用の禁止に関する事。
- 三 提供した保有個人情報を取り扱う者の範囲に関する事。
- 四 第三者への提供の禁止に関する事。
- 五 複写及び複製の禁止に関する事。
- 六 利用期間終了後の返還義務及び廃棄義務に関する事。
- 七 事故発生時における報告義務に関する事。
- 八 提供した保有個人情報に係る訂正義務に関する事。
- 九 前各号に掲げる事項の遵守状況に係る報告義務に関する事。
- 十 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項

2 議会は、保有個人情報の提供を受けた者が前項に規定する条件に違反したときは、提供した個人情報の返還その他必要な措置を命じることができる。

（保有個人情報の提供の記録）

第十六条 議会は、条例第十二条第一項又は第二項第三号若しくは第四号の規定により利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供したときは、提供記録票（別記様式第五号）に記録しなければならない。

（特定個人情報の提供の記録）

第十七条 議会は、番号利用法第十九条第十六号の規定により保有特定個人情報を提供したときは、特定個人情報目的外利用・提供記録票に記録しなければならない。

（開示請求書）

第十八条 条例第二十条第一項に規定する書面は、保有個人情報開示請求書（別記様式第六号）によるものとする。

（開示請求等における本人確認手続等）

第十九条 条例第二十条第二項、第三十四条第二項又は第四十二条第二項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- 一 保有個人情報開示請求書、第二十八条に規定する保有個人情報訂正請求書又は第三十三条に規定する保有個人情報利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書そ

の他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

- 二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類
- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
 - 一 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - 二 その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求等をする日前三十日以内に作成されたもの
- 3 条例第十九条第二項、第三十三条第二項又は第四十一条第二項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前三十日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定等の通知）

第二十条 条例第二十五条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- 二 事務室における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務室における開示の実施を求める場合にあつては、条例第三十条第三項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務室における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- 三 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
- 2 条例第二十五条第一項の規定による通知は、別記様式第七号により行うものとする。
- 3 条例第二十五条第二項の規定による通知は、別記様式第八号により行うものとする。

（開示決定等期限延長の通知）

第二十一条 条例第二十六条第二項の規定による通知は、別記様式第九号により行うものとする。

（開示決定等期限特例延長の通知）

第二十二条 条例第二十七条第一項の規定による通知は、別記様式第

十号により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第二十三条 条例第二十九条第一項の規定による通知は、別記様式第十一号により行うものとする。

2 条例第二十九条第二項の規定による通知は、別記様式第十二号により行うものとする。

3 条例第二十九条第一項又は第二項の規定により提出する意見書は、別記様式第十三号によるものとする。

4 議長は、条例第二十九条第一項又は第二項の規定により、同条第一項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第二十九条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第二十九条第二項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 前項各号に掲げる事項

二 条例第二十九条第二項各号のいずれに該当するかの特及びその理由

7 条例第二十九条第三項の規定による通知は、別記様式第十四号により行うものとする。

(電磁的記録に記録された保有個人情報の開示の方法)

第二十四条 条例第三十条第一項に規定する議長が定める方法は、当該保有個人情報がビデオテープ又は録音テープに記録されている場合を除き、通常の事務処理の方法で出力されたものの閲覧又は写しの交付とする。

2 前項の規定にかかわらず、電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴若しくは聴取又は光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴若しくは聴取又は当該複製したものの交付により開示を行うことができる。

3 前二項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複製したものは用紙に出力したものの写しによりこれを行うことができる。

(開示の実施の方法等の申出)

第二十五条 条例第三十条第三項の規定による申出は、別記様式第十五号によるものとする。

(費用負担等)

第二十六条 条例第三十二条第二項に規定する開示の実施に係る写しの作成に要する費用の額は、議長が別に定めるものとし、その納付の方法は、郵便為替又は現金書留によるものとする。

2 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要す

る費用を納付して、保有個人情報が記録されている行政情報の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、郵便切手、郵便為替又は現金書留により納付しなければならない。

3 条例第三十二条第二項に規定する費用は、前納しなければならない。

(訂正請求)

第二十七条 条例第三十四条第一項に規定する書面は、保有個人情報訂正請求書(別記様式第十六号)によるものとする。

(訂正決定等の通知)

第二十八条 条例第三十六条第一項の規定による通知は、別記様式第十七号により行うものとする。

2 条例第三十六条第二項の規定による通知は、別記様式第十八号により行うものとする。

(訂正決定等期限延長の通知)

第二十九条 条例第三十七条第二項の規定による通知は、別記様式第十九号により行うものとする。

(訂正決定等期限特例延長の通知)

第三十条 条例第三十八条第一項の規定による通知は、別記様式第二十号により行うものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第三十一条 条例第四十条の規定による通知は、別記様式第二十一号により行うものとする。

(利用停止請求)

第三十二条 条例第四十二条第一項に規定する書面は、保有個人情報利用停止請求書(別記様式第二十二号)によるものとする。

(利用停止決定等の通知)

第三十三条 条例第四十四条第一項の規定による通知は、別記様式第二十三号により行うものとする。

2 条例第四十四条第二項の規定による通知は、別記様式第二十四号により行うものとする。

(利用停止決定等期限延長の通知)

第三十四条 条例第四十五条第二項の規定による通知は、別記様式第二十五号により行うものとする。

(利用停止決定等期限特例延長の通知)

第三十五条 条例第四十六条第一項の規定による通知は、別記様式第二十六号により行うものとする。

(諮問をした旨の通知)

第三十六条 条例第四十九条第二項の規定による通知は、別記様式第二十七号により行うものとする。

(運用状況の公表)

第三十七条 条例第五十五条の規定による運用状況の公表は、毎年五月末日までに行うものとする。

2 前項に規定する公表は、前年度における次に掲げる事項について行うものとする。

-
- 一 事務の登録の状況
 - 二 目的外利用及び提供の状況
 - 三 保有個人情報の開示請求等の処理状況
 - 四 前三号に掲げるもののほか、議長が特に必要があると認めた事項
- 3 第一項に規定する公表は、文京区役所門前掲示場への掲示により行うものとする。
- 4 第一項に規定する公表のほか、議会は、次の各号に掲げる状況に応じ、当該各号に定める事項を一般の閲覧に供するものとする。
- 一 条例第十二条第一項又は第二項第二号の規定により利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用した場合 第十三条の規定により記録した事項
 - 二 条例第十二条第一項又は第二項第三号若しくは第四号の規定により利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合 第十六条の規定により記録した事項
 - 三 条例第十二条第五項の規定により読み替えて適用する条例第十二条第二項第一号の規定により利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用した場合 第十四条の規定により記録した事項
 - 四 番号利用法第十九条第十六号の規定により保有特定個人情報を提供した場合 第十七条の規定により記録した事項
- (委任)

第三十八条 この規程の施行について必要な事項は、議長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第十条第一項及び第三項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「この規程の施行後遅滞なく」とする。

付 則 (令和七年十一月二十一日議会議長訓令第二号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和七年十一月二十一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の文京区議会個人情報の保護に関する条例等施行規程（以下「旧規程」という。）に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 3 この訓令の施行の際、現に旧規程に規定する様式により提出された請求書であって当該請求書に係る決定がなされていないものは、この訓令による改正後の文京区議会の個人情報の保護に関する条例等施行規程に規定する様式により提出されたものとみなす。

文京区議会個人情報の保護に関する条例等施行規程

別記様式第1号(第9条関係)

個人情報事務登録票

登録番号	登録日		個人情報の項目	個人番号・戸籍・住民記録に関する情報	要配慮個人情報
総括事務名称				<input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 続柄・親族関係 <input type="checkbox"/> 婚歴 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障害の有無・程度 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 診療記録
事務の名称				経歴・技術に関する情報	経済状況に関する情報
事務内容及び個人情報の利用目的				<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 団体加入の有無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税額 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/>
対象となる個人の範囲				生活状況に関する情報	
事務開始年月日	個人情報保護管理責任者			<input type="checkbox"/> 住居の状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/>	
個人情報（特定個人情報を除く。）				備考	
記録形態					
目的外利用による収集	利用元の登録事務				
	個人情報の項目				
提供	<input type="checkbox"/> 条例第12条第1項に該当 根拠法： <input type="checkbox"/> 条例第12条第2項第 号に該当				
特定個人情報	<input type="checkbox"/> 番号利用法第20条（番号法第19条第 号に該当） <input type="checkbox"/> 条例第13条第5項により読み替えられる条例第13条第2項第1号に該当 <small>〔人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合〕</small> <input type="checkbox"/> 個人番号の利用等に関する条例第4条第 項に該当				
特定個人情報ファイルの名称					
収集方法					
利用目的					
記録形態					
記録項目			担当部課	関連部課	
提供	<input type="checkbox"/> 番号利用法第19条第 号に該当				

文京区議会個人情報保護に関する条例等施行規程

別記様式第2号（第10条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 条例第2条第5項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 条例第2条第5項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	規程第10条第8項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備 考		

作成日（最終修正日）： 年 月 日

別記様式第3号（第13条関係）

目的外利用記録票

目的外利用をした 登録事務名		登録番号	
利用元の 登録事務名		登録番号	
目的外利用をした 理由			
目的外利用をした 個人情報の項目			
目的外利用の根拠			
目的外利用をした 年 月 日			
備 考			

別記様式第4号（第14条、第17条関係）

特定個人情報目的外利用・提供記録票

区 分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 提供
目的外利用又は提供をした登録事務名	登録番号
目的外利用又は提供をした理由	
目的外利用又は提供をした特定個人情報の項目	
目的外利用又は提供の根拠	<input type="checkbox"/> 【目的外利用】 条例第12条第5項の規定により読み替えて適用する条例第12条第2項第1号 <input type="checkbox"/> 【提供】 番号利用法第19条第16号
目的外利用又は提供をした年月日	年 月 日
目的外利用する登録事務の名称	(登録番号)
提 供 先	
提 供 方 法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()
備 考	

別記様式第5号（第16条関係）

提供記録票

提供させた 登録事務名		登録番号	
提供した理由			
提供先			
提供した個人情報の 項目			
提供の根拠			
提供した年月日			
備考			

別記様式第6号（第18条関係）

年 月 日

文京区議会議長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所
〒

TEL () _____

保有個人情報開示請求書

文京区議会個人情報の保護に関する条例第20条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

2 請求の趣旨（本欄の記載は任意です。）

3 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

(1)又は(2)に○印を付してください。(1)を選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

(1)事務室における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 視聴・聴取 <実施の希望日> _____ 年 _____ 月 _____ 日 (2) 写しの送付を希望する。

4 本人確認等

以下の(1)から(5)までの項目のうち、該当するものに✓印を付してください。

(1) 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
(2) 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
(3) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 _____ 月 _____ 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 （ふりがな） イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

受付番号	
受付年月日	
担当者	
備考	

別記様式第7号（第20条関係）

文 第 号
年 月 日

様

文京区議会議長



保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、文京区議会個人情報の保護に関する条例第25条第1項の規定により、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

- 2 不開示とした部分とその理由

- 3 期間の経過により、不開示となっている情報が開示可能となる時期

- 4 開示する保有個人情報の利用目的

5 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

<p>(1) 開示の実施の方法等</p> <p>(2) 事務室における開示を実施することができる日時及び場所 日時： 場所：</p> <p>(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、写しの交付に係る費用、送付に要する費用（見込額） 準備日数： 写しの交付に係る費用： 送付に要する費用（見込額）：</p>

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文京区議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、文京区を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第8号（第20条関係）

文 第 号
年 月 日

様

文京区議会議長



保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、
文京区議会個人情報保護に関する条例第25条第2項の規定により、下記の
とおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示をしないことと した理由	
期間の経過により、 不開示となっている 情報が開示可能とな る時期	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文京区議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、文京区を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

文 第 号
年 月 日

様

文京区議会議長



保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、文京区議会個人情報の保護に関する条例第26条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

文 第 号
年 月 日

様

文京区議会議長



保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第27条第1項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第27条第1項の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

別記様式第11号（第23条関係）

文 第 号
年 月 日

様

文京区議会議長



保有個人情報開示請求意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、文京区議会個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第29条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	年 月 日

文 第 号
年 月 日

様

文京区議会議長



保有個人情報開示請求意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、文京区議会個人情報保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第29条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第29条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	年 月 日

年 月 日

文京区議会議長 殿

（ふりがな）

氏名又は名称

（法人その他の団体にあつては、団体名及び代表者名）

住所又は居所

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

文 第 号
年 月 日

様

文京区議会議長



反対意見書に係る保有個人情報開示決定通知書

から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、文京区議会個人情報保護に関する条例第29条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文京区議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、文京区を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第15号（第25条関係）

年 月 日

殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒

TEL () _____

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

文京区議会個人情報の保護に関する条例第30条第3項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の「1 開示する保有個人情報」欄に記載された受付番号
受付番号：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
実 施 の 方 法	<p>(1) 閲覧 (2) 写しの交付 (3) 視聴・聴取</p> <p>※ 希望する実施の方法に○を付けてください。</p> <p>備考（部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合又は一部について開示の実施を求める場合は、その旨記入してください。）</p>

3 開示の実施を希望する日（事務室における開示の実施を求める場合）

年 月 日

4 「写しの送付」の希望の有無 有 ・ 無

別記様式第16号（第27条関係）

年 月 日

文京区議会議長 殿

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____

TEL () _____

保有個人情報訂正請求書

文京区議会個人情報の保護に関する条例第34条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示を受けた保有個人情報に係る決定通知の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
訂正請求の趣旨及び理由	（趣旨） （理由）

文 第 号
年 月 日

様

文京区議会議長



保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、文京区議会個人情報保護に関する条例第36条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文京区議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、文京区を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

文 第 号
年 月 日

様

文京区議会議長



保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、文京区議会個人情報の保護に関する条例第36条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文京区議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、文京区を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

文京区議会個人情報の保護に関する条例等施行規程

別記様式第19号（第29条関係）

文 第 号
年 月 日

様

文京区議会議長



保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、文京区議会個人情報の保護に関する条例第37条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

別記様式第20号（第30条関係）

文 第 号
年 月 日

様

文京区議会議長



保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、文京区議会個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第38条第1項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第38条第1項の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

文京区議会個人情報の保護に関する条例等施行規程

別記様式第21号（第31条関係）

文 第 号
年 月 日

殿

文京区議会議長

印

提供を行った保有個人情報に係る訂正通知書

に提供している下記の保有個人情報については、文京区議会個人情報の保護に関する条例第35条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第40条の規定により通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

文京区議会個人情報保護に関する条例等施行規程

<p>3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)</p> <p>(1) 本人の状況 <input type="checkbox"/>未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/>成年被後見人 <input type="checkbox"/>任意代理人委任者</p> <p>(ふりがな)</p> <p>(2) 本人の氏名 _____</p> <p>(3) 本人の住所又は居所 _____</p>	
<p>4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/>戸籍謄本 <input type="checkbox"/>登記事項証明書 <input type="checkbox"/>その他()</p>	
<p>5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/>委任状 <input type="checkbox"/>その他()</p>	

受付番号	
受付年月日	
担当者	
備考	

文 第 号
年 月 日

様

文京区議会議長



保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、文京区議会個人情報の保護に関する条例第44条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文京区議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、文京区を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

文 第 号
年 月 日

様

文京区議会議長



保有個人情報不利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、文京区議会個人情報の保護に関する条例第44条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこ ととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文京区議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、文京区を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第25号（第34条関係）

文 第 号
年 月 日

様

文京区議会議長



保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する条例第45条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

文京区議会個人情報保護に関する条例等施行規程

別記様式第26号（第35条関係）

文 第 号
年 月 日

様

文京区議会議長



保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、文京区議会個人情報保護に関する条例（以下「条例」という。）第46条第1項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第46条第1項の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

別記様式第27号（第36条関係）

文 第 号
年 月 日

様

文京区議会議長

印

諮問をした旨の通知書

年 月 日付けで審査請求人から提起された、文京区議会議長が行った下記の処分に対する審査請求について、文京区議会個人情報の保護に関する条例第49条第1項の規定により、文京区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問しましたので、同条第2項の規定により、通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
審査請求に係る処分 (開示決定等、訂正決定等 又は利用停止決定等)	
審査請求の趣旨	
諮問日及び諮問番号	年 月 日 諮問 号

文京区議会事務局課長補佐及び主任の職 の指定等に関する規程

(昭和六十二年三月二十日 議会議長訓令第一号)

改正 昭和六十二年十月三十一日 議会議長訓令第二号

改正 平成十五年三月三十一日 議会議長訓令第二号

改正 平成一七年四月一日 議会議長訓令第二号

改正 平成二十三年三月一日 議会議長訓令第二号

改正 平成三十年三月二十二日 議会議長訓令第二号

(目的)

第一条 この規程は、課長補佐及び主任の職の指定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において「係長」とは、文京区議会事務局処務規程（昭和五十一年九月議会議長訓令甲第一号）第四条第一項第二号に規定する係長及び課務担当主査をいう。

(課長補佐の職の指定)

第三条 議長は、区長と協議し、別に定める基準に基づき、係間の調整を行うなど、特に重要かつ困難な事務を処理し、事務局長を補佐する係長の職を課長補佐の職として指定することができる。

(主任の職の指定)

第四条 議長は、区長と協議し、特に高度の知識・技術を活用し、係長職を補佐する係員の職を主任の職として指定することができる。

(任免)

第五条 課長補佐及び主任の任免は、議長が行う。

(その他の必要な事項)

第六条 前三条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

付 則（平成三十年三月二十二日議会議長訓令第二号）

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

文京区議会公印規程

(昭和五十年十月二日 議会議長訓令甲第一号)
改正 昭和六十一年 六月一九日 議会議長訓令甲第三号
改正 昭和六十三年四月一日 議会議長訓令第一号
改正 平成十五年三月三十一日 議会議長訓令第一号
改正 平成二十五年十一月二十九日 議会議長訓令第四号

(通則)

第一条 文京区議会の公印は、この規程の定めるところによる。

(公印の名称、寸法、ひな型等)

第二条 公印の名称、番号、書体、寸法、用途及び公印管守者は、別表第一のとおりとし、そのひな型は、別表第二のとおりとする。

(公印管守者及び公印の新調、改刻等)

第三条 公印管守者は、事務局長の命を受けて、公印に関する事務に従事する。

2 公印管守者は、公印を新調し、改刻し、又は使用廃止する必要があるときは、事務局長に申請しなければならない。

(公印の調製者)

第四条 公印の新調及び改刻は、事務局長が取り扱い、公印管守者に交付する。

(公印の保管)

第五条 公印は、常に公印箱に収納し、執務時間以外の時間は、金庫等に保管し、施錠しておかなければならない。

(公印押印上の注意)

第六条 公印の押印を求めようとするときは、押印しようとする文書その他の物に決定済みの起案文書（文京区行政情報管理規則（平成二十五年十一月文京区規則第七十五号）第二条第二号に規定する文書管理システムにより回付され、決定されたものについては、事務局長があらかじめ指定したもの。以下同じ。）を添えて公印管守者に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出があつた場合において、公印管守者は、公印の押印を適当であると認めたときは、決定済みの起案文書の所定の欄に押印の上、公印を押印させるものとする。

3 公印の押印は、鮮明かつ正確に行わなければならない。

(準用)

第七条 この規程に定めるほか、必要な事項は文京区公印規則（昭和三十五年九月文京区規則第九号）を準用する。

付 則

1 この規程は、昭和五十年十月二日から施行する。

公印規程

2 この規程施行の際に使用した公印は、この規程により取扱つたものとみなす。

付 則（平成二十五年十一月二十九日議会議長訓令第四号）
この訓令は、平成二十五年十二月一日から施行する。

別表第一

名 称		書 体	寸 法	用 途	管 守 者
文京区議会印	1	てん書	方 35 ミリメートル	賞状	庶務係長
文京区議会印	2	同	方 30 ミリメートル	議会一般文書、その他	同
文京区議会議長印	3	同	方 35 ミリメートル	賞状	同
文京区議会議長印	4	同	方 21 ミリメートル	一般文書用	同
文京区議会副議長印	5	同	同	同	同
文京区議会委員長印	6	同	同	委員会文書用	同
文京区議会事務局印	7	同	同	局の一般文書用	同
文京区議会事務局長印	8	同	同	局長の一般文書用	同
文京区議会割印	9	同	長形 30 ミリメートル 短形 13 ミリメートル (変だ円形)	一般文書の割印	同

別表第二

1・2	3・4	5	6	7
議 文 会 京 印 区	議 議 文 長 京 印 会 区	議 議 文 長 会 京 印 副 区	員 議 文 長 会 京 印 委 区	務 議 文 局 会 京 印 事 区
8	9			
務 議 文 局 会 京 長 会 京 印 事 区	議 文 会 京 割 京 印 区			

文京区議会図書室管理規程

(昭和五十年十月一日 議長決裁)

改正 平成十三年三月三十日 議長決裁

改正 平成十四年四月一日 一四文議第二八号

改正 平成十五年三月三十一日 議会議長訓令第二号

改正 平成二十年九月八日 議会議長訓令第一号

改正 平成二十五年二月十三日 議会議長訓令第一号

(目的及び設置)

第一条 地方自治法第百条第十九項の規定に基づき文京区議会に図書室を設置する。

(管理)

第二条 図書室は、議長の命をうけ、事務局長がこれを管理する。

(図書の種類)

第三条 図書室の備付図書資料は、次のとおりとする。

- 一 地方自治法第百条第十七項及び第十八項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物
- 二 地方自治関係図書及びその他の法令図書
- 三 調査研究に必要な各種資料及びその他議長が必要と認めるもの

(整理及び保管)

第四条 図書を備え付けるときは、当該図書資料についての書誌情報を電子データ処理しなければならない。ただし、軽易な図書で電子データ処理をする必要がないと事務局長が認めたときは、この限りでない。

2 電子データ処理が完了した図書は分類の表示をし、当該分類ごとに配架して利用に供さなければならない。

(利用者の範囲)

第五条 図書室は、議員及び文京区職員のほか、一般に利用させることができる。ただし、議員以外の利用者は、議員の調査研究を妨げない範囲で利用できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、議員及び文京区職員以外の利用者には、図書の貸出しは行わない。

(閲覧及び貸出時間)

第六条 図書の閲覧及び貸出時間は、区議会事務局職員の勤務時間内とする。ただし、図書の整理その他の都合により閲覧時間内でも閉室することができる。

(閲覧)

第七条 議員及び文京区職員以外の利用者で閲覧をしようとする者は、区議会事務局に申し出て備付けの用紙に所定の事項を記入しなければならない。

(貸出)

第八条 図書の貸出しを受けようとする者は、所定の手続きを行わなければならない。

- 2 図書の貸出期間は十日以内とする。ただし、点検その他、図書整理上必要があるときは、貸出期間内でも返却させることができる。
- 3 議長が特に指定した図書は貸出しを行わない。

(損害賠償)

第九条 議長は、図書の紛失、若しくは甚だしく汚損、損傷した者がある場合は、同一の図書または相当の金額をもって賠償させることができる。

(図書の廃棄)

第十条 事務局長は、修理不能その他廃棄を適当と認める図書を、別に定める図書廃棄基準により処分することができる。

(補則)

第十一条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

付 則 (平成二十五年二月十三日 議会議長訓令第一号)

この規程は、平成二十五年二月十三日から施行する。

文京区議会図書室図書廃棄基準

(平成六年九月二十日 議会運営委員会決定)

改正 平成十三年三月三十日 議長決裁

改正 平成十四年四月一日 議長決裁

改正 平成十五年三月三十一日 議会運営委員会決定

改正 平成二十五年三月二十二日 議長決裁

(目的)

第一条 この基準は、文京区議会議員の調査・研究に資するための図書を有効に供するため、限られた開架スペースを有効に活用し、使いやすい図書室として閲覧・貸出し等に応じるため「文京区議会図書室管理規程第十条」に定める規定に基づき、廃棄基準を定めるものである。

(廃棄基準)

第二条 図書室の備付図書資料は、次の区分に定めるところにより廃棄する。

(1) 一般図書

原則として図書の発行年から七年間利用に供し、七年間を経過したものから順次廃棄する。ただし、七年を経過した図書であっても、その内容から価値が現存すると判断されるものは、この限りではない。

(2) 逐次刊行物 —— 新聞縮刷版・白書・官報・東京都公報・雑誌等

① 新聞縮刷版及び白書については、発行年から五年間利用に供し、五年を経過したものから順次廃棄する。

② 官報及び東京都公報（号外・別冊等を含む。）については、発行年から三年間利用に供し、三年を経過したものから順次廃棄する。

③ 雑誌等については、発行年から一年間利用に供し、一年を経過したものから順次廃棄する。ただし、一年を経過した雑誌等であっても、その内容から価値が現存すると判断されるものは、この限りではない。

(3) 各種資料

① 文京区及び文京区議会が発行する各種資料については、原則として永年利用に供する。

② 都及び他の地方公共団体等が発行する議会史・区市町村史・区議会だより縮刷版等の歴史的資料については、原則として永年利用に供する。

③ 都及び他の地方公共団体等が定期的に発行する各種資料については、発行年から三年間利用に供し、三年を経過したものから順次廃棄する。ただし、単発的に発行する各種資料は、七年間とする。

④ ①から③までの規定にかかわらず、それぞれの資料の内容に効用

がなくなつたと判断されたときは、随時廃棄することができる。

(廃棄手続)

第三条 廃棄する図書は、文京区物品管理規則（昭和三十九年四月一日規則第十号）の規定に基づき、処分の手続きを行う。

(廃棄対象図書の再利用及び蔵書印の抹消について)

第四条 廃棄対象図書の処分にあたっては次の点に留意する。

- 一 一般図書については、原則として再利用を図るものとし、区施設等へ利用方の照会を行う。
- 二 一般図書を除くものについては、原則として再生利用を図る。
- 三 再利用を図る一般図書については、各図書の奥付に押印してある蔵書印の上に「廃棄」等の印を押印して再利用に供する。
- 四 再利用を図れない図書については、各図書の奥付に押印してある蔵書印の上に「廃棄」等の印を押印して廃棄する。

付 則

この基準は、平成六年九月二十日から施行する。

付 則（平成二十五年三月二十二日 議長決裁）

この基準は、平成二十五年四月一日から施行する。

文京区議会会議室等使用要綱

(平成十三年八月八日 一三文議第六六二号)

(目的)

第一条 この要綱は、文京区議会会議室等（以下「会議室」という。）を文京区議会（以下「議会」という。）の会議以外で使用するに当たり、その管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(管理運営する会議室)

第二条 この要綱により管理運営する会議室は、次の表のとおりとする。

名 称	定 員	備 考
議会会議室	二十二人	一二九. 四三平方メートル
議会特別応接室	十二人	七六. 四〇平方メートル、和室有り
第一委員会室	八十二人	二二六. 二八平方メートル
第二委員会室	五十九人	一七八. 八六平方メートル

(使用できる範囲)

第三条 会議室は、議会の会議に支障を来さない限りにおいて、次の各号に掲げる会議に使用することができる。

- (1) 議員が主催する会議で、議会活動上必要と認められるもの
- (2) 執行機関が主催する会議で、公務執行上必要と認められるもの
- (3) 前各号に定めるもののほか、区議会事務局長（以下「局長」という。）が特に必要があると認めた会議

(使用の承認及び使用時間)

第四条 会議室を使用しようとする者は、局長の承認を得なければならない。

- 2 使用時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。ただし、局長が特に必要があると認めた場合は、延長することができる。

(使用者の遵守事項)

第五条 会議室を使用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議室の使用については、区議会事務局の指示に従うこと。
- (2) 会議室の使用が終了したときは、直ちに設備及び物品を原状に復すること。
- (3) 会議室の使用に際し、特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、局長が特に認めた場合は、この限りではない。

(使用承認の取消し)

第六条 局長は、会議室の使用を承認した後、必要があると認めたときは、これを取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

(委任)

第七条 この要綱に定めるもののほか、会議室の使用に関し必要な事項は、別に局長が定める。

議会特別応接室の使用に関する基準

(平成十三年八月八日 一三文議第六六二号)

(趣旨)

第一条 この基準は、文京区議会会議室等使用要綱第七条の規定により、議会特別応接室を使用することができる者を定めるものとする。

(使用できる者)

第二条 次に掲げる者は、議会特別応接室を使用できるものとする。

- (1) 区議会議員
- (2) 区議会議員の職にあった者
- (3) 区特別職にあった者
- (4) 海外からの公式訪問者
- (5) 前各号に定めるもののほか、区議会事務局長が特に必要であると認めた者

文京区議会インターネット使用基準

(平成十五年十一月二十七日 議会運営委員会決定)

(目的)

第1条 この基準は、文京区議会（以下「区議会」という。）における電子メールの使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(電子メールによる各種通知、届出等)

第2条 区議会事務局は、議員に対して、各種通知等を電子メールで行うことができる。ただし、公印の押捺など、文書によることが必要な場合は、電子メールによることはできない。

2 議員は、区議会事務局に対して、各種通知や届出等を電子メールで行うことができる。ただし、公印の押捺など、文書によることが必要な場合は、電子メールによることはできない。

3 前2項の規定に基づき、電子メールによる各種通知や届出等を行ったときは、受信者は送信者に対して、電子メールを開封したことを電子メールで通知することとする。

4 第1項から第3項で規定する電子メールによる各種通知、届出等は、機器や通信回線等の故障により電子メールの送受信ができない旨、議員から申し出があった場合、復旧の申し出があるまでの間、文書で行うものとする。

(委任)

第3条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この基準は、平成十六年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この基準施行日までに、第2条で規定する電子メールによる各種通知、届出等の体制が整わないと議長が認める場合は、文書による通知等もあわせて行うものとする。

文京区議会ホームページ運営基準

(平成十五年十一月二十一日 一五文議第九八一号)
改正 平成二十年十月二十日 二〇文議第七三六号
改正 平成二十一年九月三日 二一文議第六一〇号
改正 平成二十三年三月十一日 二二文議第一三六九号
改正 令和元年九月三十日 二〇一九文議第四七六号
改正 令和八年三月十七日 二〇二五文議第一五二四号

(目的)

第1条 この基準は、文京区ホームページに掲載している文京区議会（以下「区議会」という。）のページ（以下「区議会ホームページ」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(運営に関する基本的事項)

第2条 区議会ホームページの運営に当たっては、この基準に定める事項のほか、文京区ホームページ運用要綱（11文企広発第38号）及び文京区情報セキュリティ対策基準（29文企情第397号）のうちインターネット利用に係る規程を遵守するとともに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の保護に十分留意するものとする。

(管理者)

第3条 区議会ホームページの管理者（以下「管理者」という。）は、区議会事務局長とする。

2 管理者は、前条に定めるもののほか、区議会ホームページの運営に関し、疑義を生じる事項があるときは、文京区議会議長（以下「議長」という。）と協議するものとする。

3 管理者は、区議会ホームページの運営上必要があるときは、区議会事務局職員を操作者に命ずることができる。

(利用形態)

第4条 区議会ホームページは、次のように利用する。

一 文書、図画、動画等により区議会に係る情報を発信する。

二 リンク（区議会ホームページ内の文字又は図画等から区議会以外の団体若しくは個人（以下「他の団体等」という。）が運営するホームページに移動できるようにしたものを用いる。以下同じ。）を活用し、他のホームページの紹介等、利用者の利便を図る。

(掲載する情報)

第5条 区議会ホームページに掲載する情報は、次のとおりとする。

- 一 区議会について
- 二 会議のお知らせ
- 三 議員紹介

- 四 会議の内容・資料・結果・記録
- 五 傍聴・請願・陳情
- 六 議会広報

(制限事項)

第6条 管理者は、区議会ホームページの運営に当たり、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 著作権法（昭和45年法律第48号）等の関係法令に抵触してはならない。
- 二 公序良俗に反する情報は掲載しない。
- 三 個人の名誉又はプライバシーを損なうおそれのある情報は掲載しない。
- 四 区議会の議会運営の実態に反し、誤解を与えるおそれのある情報は掲載しない。
- 五 コンピュータウイルスの感染防止に努める。

2 管理者は、前項の規定に該当し、又は情報が改ざんされていると認められるときは、当該情報を速やかに削除するものとする。

(区議会ホームページの作成、更新等)

第7条 管理者は、区議会ホームページに掲載する情報の作成又は更新に当たっては、文京区ホームページ運用要綱の規定に基づき処理する。

2 区議会ホームページに新たな情報を掲載し、又は大幅な内容の変更等を行う場合は、議会広報小委員会の決定に基づき、管理者が行う。

(リンク設定)

第8条 区議会ホームページがリンクを設定できるホームページは、次のとおりとする。

- 一 地方議会
- 二 その他管理者が特に必要と認める団体

2 管理者は、前項で規定する団体等が運営するホームページ（以下「団体等ホームページ」という。）とリンク設定を行う場合は、その運営責任者に許可を得るものとする。

(リンク解除)

第9条 管理者は、前条の規定に基づくリンク設定を行った場合において、団体等ホームページが次の各号に該当すると認められるときは、そのホームページの運営責任者に対してリンク設定の解除通知を行い、リンク設定を解除する。

- 一 営利を主目的とした情報を掲載している。
- 二 他人の名誉又はプライバシーを損なうおそれのある情報を掲載している。
- 三 公序良俗に反する情報を掲載している。
- 四 宗教活動を主目的とした情報を掲載している。

五 著作権法等の関係法令に抵触した情報を掲載している。

六 その他管理者が適当でないと認めた場合。

(区議会ホームページへのリンク設定)

第10条 管理者は、他の団体等が運営するホームページから区議会ホームページへリンクの設定を希望する場合は、当該団体等に対し、以下の事項を遵守し、届出を行うよう求めるものとする。

一 個人、団体等を誹謗中傷する情報を掲載しないこと。

二 前号のほか、個人、団体等に不利益を与えるものを掲載しないこと。

三 公序良俗に反する情報を掲載しないこと。

(区議会ホームページへのリンク解除)

第11条 管理者は、前条の規定に基づき、他の団体等が運営するホームページから区議会ホームページへリンクを設定した後、当該団体等が前条各号の規定に違反した場合は、当該団体等に対し、区議会ホームページへのリンク解除を求めるものとする。

(議会広報小委員会への報告)

第12条 管理者は、第8条から前条までに規定するリンクの設定又は解除を行ったときは、議会広報小委員会に報告するものとする。

(委任)

第13条 この基準に定めのない事項については、議長が別に定める。

4 その他

東京都文京区議会委員会条例及び東京都文京区議会事務局条例の題名等を統一する条例

(平成十四年十二月六日 条例第五十一号)

東京都文京区議会委員会条例（昭和三十一年十二月文京区条例第二十四号）及び東京都文京区議会事務局条例（昭和五十年十月文京区条例第六十二号）（以下「条例」という。）を次のように改正する。

条例中「東京都文京区」を「文京区」に改める。ただし、平成十五年四月一日において現に効力を有しない文京区条例の題名等を表示する場合は、この限りでない。

付 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

文京区議会議員待遇者規程

(昭和二十七年二月二十八日 告示第十三号)
改正 昭和五十年十二月八日 告示第六十五号

第一条 文京区議会議員として二期以上その職に在った者が退職したときは、文京区議会議員待遇者（以下「待遇者」という。）とする。

第二条 区長又は区議会は、区政に関し、待遇者の意見をきくことができる。

付 則

第三条 元小石川区会議員又は本郷区会議員と文京区議会議員の在任年数は、これを通算し、満八年以上に亘る者は、待遇者とする。

第四条 昭和十七年四月二日から昭和二十二年三月十四日に至るまで元小石川区会議員又は本郷区会議員に在任した者は、待遇者とする。

第五条 元小石川区会議員又は本郷区会議員として満八年以上在任した者については、これを待遇者とする。

文京区議会議員待遇者会規約

(目的)

第一条 文京区政に協力寄与するとともに、東京都文京区議会議員待遇者規程（昭和二十七年二月二十八日文京区告示第十三号。以下「規程」という。）第一条に規定する文京区議会議員待遇者（以下「待遇者」という。）相互の親睦を図ることを目的とし、文京区議会議員待遇者会（以下「会」という。）を設置する。

(会の事業)

第二条 会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 区政についての情報を交換すること
- 二 会員の福利厚生事業
- 三 その他会員の親睦に関する事業

(会員の範囲)

第三条 待遇者のうち、入会届を出した者を会員とする。

2 会員は、次の各号のいずれかに該当した場合には、会員の資格を喪失する。ただし、第三号の場合、病気その他やむを得ない事由によるときはこの限りでない。

- 一 会員が自らの意思で退会を申し出た場合
- 二 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十一条第一項及び第二項の規定により選挙権及び被選挙権を有しないこととなった場合
- 三 三年以上第十一条に規定する会費を滞納し、かつ、会の事業に参加しない場合

(会員の記章)

第四条 会員の記章は別図のとおりとし、作製に要した費用は自らがこれを負担する。

(役員)

第五条 会務を運営するため、会に次の役員を置く。

- 一 会長 一人
- 二 副会長 二人
- 三 会計幹事 二人
- 四 その他幹事 若干名

(役員を選出)

第六条 会長、副会長及び幹事は総会において選出し、会計幹事は幹事が互選により選出する。

(役員任期)

第七条 役員任期は二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前

任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

(役員職務)

第八条 会長は、会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 第五条第三号に規定する会計幹事は会計を掌り、第五条第四号に規定する幹事は会務を掌理する。

(顧問等)

第九条 会に顧問及び相談役を置くことができる。顧問及び相談役は次条に規定する役員会においてこれを推薦し、総会の同意を得て会長が選任する。

(会議)

第十条 会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、会議の最高議決機関とし、毎年五月に会長が定時総会を招集する。ただし、会長が必要があると認めたときは、臨時にこれを招集することができる。
- 3 役員会は、会長、副会長、顧問、相談役及び幹事をもって組織し、会長がこれを招集する。
- 4 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 5 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が定める。

(会の経費)

第十一条 会の経費は、会費、補助金、寄付金その他収入金をもってこれに充てる。

- 2 前項に規定する会費は、会員一人当たり、年額五千円とする。

(会計年度)

第十二条 会の会計年度は、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までとする。

(会の事務局)

第十三条 会の事務を処理させるため、東京都文京区議会事務局内に事務局を置く。

- 2 事務局に書記を置く。

付 則

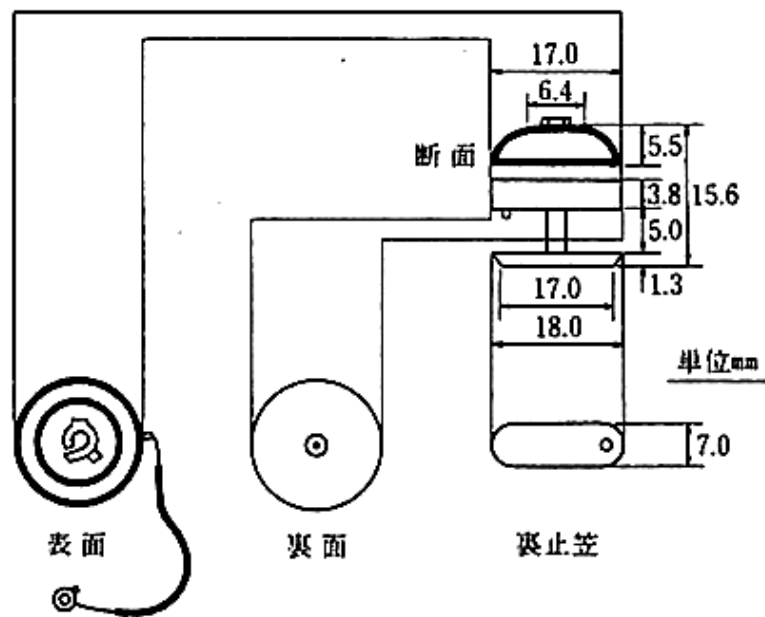
この規約は、昭和二十七年四月九日総会議決の日から施行する。

付 則

この規約は、平成二十三年五月二十三日から施行する。

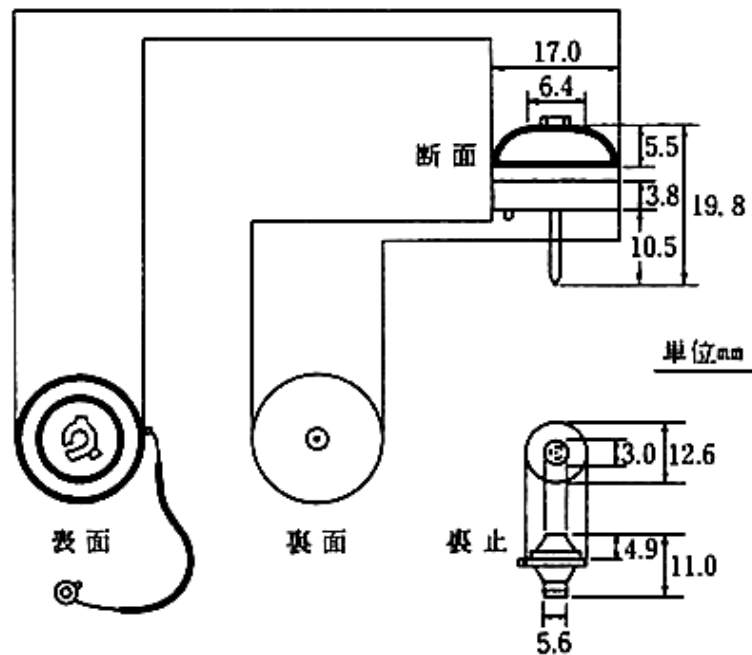
別 図

地 質	10金製
大 き さ	下記のとおり
表 面	芯（区章）
裏 面	文京区議会議員待遇者会員記章



（ネジ式）

(1)とじ紐の長さ90mm
(2)モールは、毛足の長いもの



（タイトック式）

文京区自治権拡充協議会会則

(昭和四十八年二月十六日 自治権拡充協議会大会決定)

改正 昭和五十年十月六日 総会決定

(目的)

第一条 本会は、区民に身近な事務・事業の区移管、区財政権等の確立を期し、区の自治権を守り、区民の福祉増進を図ることを目的とする。

(名称)

第二条 本協議会は、文京区自治権拡充協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(組織)

第三条 協議会は、第一条の目的に賛同する区民及び区内各種の団体をもって組織する。

(事務所)

第四条 協議会の事務所を区議会事務局内に置く。

(事業)

第五条 協議会は、次の事業を行う。

- 一 区民に対する自治意識の高揚、宣伝及び文書の発行
- 二 区民を対象とする講演会、研修、地域における座談会
- 三 国、都関係機関に対する陳情、請願
- 四 その他目的達成に必要な事項

(役員)

第六条 協議会に次の役員を置く。

会 長	一名
副 会 長	若干名
事務局長	一名
事務次長	一名
理 事	若干名
会 計	二名
監 事	二名

ただし、顧問、相談役を置くことができる。

2 役員は、総会において選出する。

3 役員任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第七条 会長は、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 事務局長は、協議会の事務を司る。

4 事務次長は、事務局長を補佐する。

5 会計は、金銭の出納を司る。

6 監事は、会計事務を監査する。

(会議)

第八条 協議会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、毎年一回開催する。ただし、必要に応じ臨時に開くことができる。

3 総会は、次の事項を決定する。

- 一 会則の改正
- 二 事業計画並びに決算報告
- 三 役員を選任
- 四 その他

4 理事会は、必要に応じて開催する。

5 総会及び理事会は、会長が招集する。ただし、構成員の三分の一以上の者から要求があつたときは、招集しなければならない。

(経費等)

第九条 協議会の経費は、寄付金及びその他の収入をもつて充てる。

(会計年度)

第十条 協議会の会計年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(委任)

第十一条 この会則の施行について必要な事項は、会長が定める。

(解散)

第十二条 協議会は、目的達成のとき総会の決議により解散する。

付 則

この会則は、昭和48年2月16日から施行する。

付 則

この会則は、昭和50年10月6日から施行する。

【参考】

文京区自治権拡充協議会の休止について

(平成十三年五月二十三日 総会決定)

文京区自治権拡充協議会は、区民に身近な事務・事業の区移管、区財政権等の確立を期し、区の自治権を守り、区民の福祉増進を図ることを目的として、自治権拡充運動に取り組んできました。

昨年四月、長年の念願であった特別区制度改革が実現し、区は「市」並みの基礎的自治体となり、清掃事業などの区民に身近な事務・事業が文京区に移管され、円滑に運営されているとともに、きめ細やかなサービスが展開されています。これは、昭和四十八年の本協議会設立以来、文京区の自治権拡充運動に取り組んできた本協議会の大きな成果でございます。

また、区が基礎的自治体として明確に位置づけられたことは半世紀に及ぶ特別区制度改革の集大成であり、本協議会が目的とする自治権拡充運動の達成そのものであります。これにより、本協議会会則第十二条の規定に基づき総会の決議により解散する運びとなるものです。しかし、地方自治制度は、社会経済情勢の変化と相まって大きな制度の改正がなされるものであります。そうしたことから、会則第十二条に規定する解散は行わず、第八条第三項第四号の規定により総会において下記事項を決定し、本協議会の活動を休止するものであります。

記

- 一 本協議会は所期の目的達成に伴い、活動を休止する。
- 二 本協議会の活動休止に伴う、平成十二年度繰越金の支出、決算、監査及び清算余剰金の区への清算に関する事項については、その事項が完了するまで現会長に一任するものとする。
- 三 本協議会の活動を再開する時期は、新たな自治権拡充運動が必要となった時とする。
- 四 上記三における本協議会の活動再開に関する事務手続きは事務局に一任し、活動再開後の本協議会総会に報告するものとする。